

令和3年第1回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和3年2月12日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 令和2年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 4号 令和3年度印西地区消防組合一般会計予算
- 日程第 9 一般質問

○出席議員（10名）

1番	藤	江	研	一
2番	山	田	喜代子	
3番	山	崎	幸雄	
4番	松	尾	榮子	
5番	川	上	正紀	
6番	岩	崎	成子	
7番	和	田	健一郎	
8番	影	山	廣輔	
9番	海老原	作	一	
10番	秋谷	公	臣	

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	板	倉	正直	
副管理者	笠	井	喜久雄	
会計管理者	芝	野	広子	
消防長	豊	田	徳之	
消防本部次長	川	上	秀人	
総務課長	山	下	浩一	
予防課長	丹	羽	雅幸	
警防課長	鈴	木	幹夫	
指揮指令課長	酒	井		守
牧の原 消防署長	中	嶋		稔
印西 消防署長	石	井	幸夫	
白井消防署長	石	戸		等

○議会事務局出席職員氏名

書記長	佐	藤	秀行	
書記	土	佐	順一	
書記	海老原			慎

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(秋谷公臣) 皆さん、こんにちは。本日はコロナ禍の中、また公私ともご多忙中のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

初めに、マスク着用での発言に際しましては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発言していただくよう、お願いいたします。

また、発言の際のマイクのスイッチについても、ご同様にご配慮をお願いいたします。

また、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいても構いません。

なお、休憩中に議場内の換気を行いますので、ご協力をお願いいたします。

ただいまから令和3年第1回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(秋谷公臣) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(秋谷公臣) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

3番 山崎幸雄 議員

4番 松尾榮子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長(秋谷公臣) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(秋谷公臣) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(秋谷公臣) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より令和2年7月から令和2年10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお

手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和3年1月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（秋谷公臣） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（板倉正直） 皆さん、こんにちは。本日は、令和3年第1回印西地区消防組合議会定例会に、ご多用の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年10月に開会された令和2年第2回定例会以降の主な行事についてご報告をいたします。

11月9日から15日まで、秋の全国火災予防運動として、組合管内商業施設などにおいて防火ポスターの展示を、また各消防署において立入検査や火災予防の啓発活動を実施いたしました。

11月19日、正副管理者会議を開催し、総合計画2021から2030、第1次実施計画及び令和3年度予算などについて協議をいたしました。

12月4日から20日まで、組合管内商業施設などにおいて冬季・年末商戦に伴う特別査察を実施いたしました。

12月15日に、消防本部において例月出納検査を、西白井消防署において定期監査を実施しました。この結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりでございます。

なお、令和2年中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、それぞれ前年に比べ火災発生件数が59件で22件の減少、救急出動件数が6,361件で623件の減少、救助出動件数が75件で31件の減少となっております。

年が明けまして、令和3年1月26日に海上自衛隊下総教育航空群と災害時における応援等に関する協定を締結いたしました。

以上が主な行事の報告でございます。

本定例会にご提案いたします案件は、条例改正案2件、本年度補正予算案、来年度予算案の4議案でございます。それぞれにご提案申し上げたときに内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（秋谷公臣） これで行政報告が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（秋谷公臣） 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第1号についてご説明をいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るっている中、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に関する作業のうち、患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業等に従事した場合に、特殊勤務手当を支給するため、改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 消防長。

○消防長（豊田徳之） 消防長の豊田です。よろしくお願いいたします。議案第1号について補足説明をさせていただきます。

初めに、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務などで、給与上特別の考慮を必要とする場合、勤務実績に応じて支給するものでございます。このたびの改正については、特殊勤務手当に新たに防疫等作業手当を加え、支給の範囲及び手当の額について規定するものでございます。

お手元の審議資料の新旧対照表、議1-1ページを御覧ください。本改正の内容については、第2条中、特殊勤務手当の種類に防疫等作業手当を加えるものでございます。

次に、第3条中、当該手当の支給の範囲に防疫等作業手当を加え、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業であって、管理者が定めるものに従事した消防職員に対して、手当を支給するものでございます。

次に、議1-3ページを御覧ください。別表中の当該手当の額について、防疫等作業手当は1勤務につき1,000円とし、患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に、長時間にわたり従事した場合については1,500円とするものでございます。

次に、附則ですが、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月3日から適用されるものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） それでは、ちょっと質問させていただきます。今回の規定なのですが、まずこの手当額の根拠、それと1勤務ということなのですが、ちょっとよそを調べますと、1日当たりというふうに規定しているところも多いのですが、この1勤務というのはどういうことになるのかということ。

それと、令和2年4月3日に遡って適用するような形になっております。これは、件数とか金額はどの程度見込まれているのか、まずそれを伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、お答えをいたします。

まず、この防疫等作業手当の額でございますけれども……失礼しました。手当のこの根拠でございます

けれども、新型コロナウイルス感染症が全国で猛威を振るいまして、その終息のめどが立たない中、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いのある者の救急搬送が増加していることから、感染リスクのある作業に従事した職員に手当を支給するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に至ったものでございます。なお、本案の改正内容につきましては、令和2年、昨年11月27日付、人事院規則の一部改正に準拠をするものでございます。

続きまして、1勤務ということでお答えをしたいと思います。1勤務ということになりますと、当消防組合2部制を取っております。2交替制、その1当直、1当務、それが1勤務ということでございます。

続きまして、手当の見込み金額でございます。これは、今年令和3年1月末、1月31日現在におきまして142件、新型コロナウイルス感染症になられた患者様、それとその疑いのある方々を救急搬送した件数が142件でございました。見込み件数といたしまして本年度末、あと二月弱あるのですけれども、そこまで年間で150件ということで見込んでございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 総務省が、この新型コロナウイルスの初期の第1波のときですけれども、令和2年4月に、この手当の特例の運用、またこれに対応できるような業務体制の確保に関するお知らせ、通達というのを出しております。これによりますと、防疫等作業手当は1日につき3,000円、それから新型コロナウイルス感染症の患者または疑いのある者に長時間接するような、こういう危険な作業に接する人に関しては4,000円というような通達が出ております。これに沿いまして、私いろいろ調べてみましたら、全国でもいろんな地区で消防の関係のそういう危険手当として今の金額、つまり1日につき3,000円と、あとその危険な感染疑いのある方を搬送したとか、そういう長時間接触したと、そういう方には4,000円という形で規定しているところがいろいろありますそれで、こちらのこれに関しては、どうしてこういうことになったのかちょっと私分からなくて、ちょっと質問したのですが、どういうこと。どうしてこういう1,000円とか1,500円ということになったのでしょうか。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、この条例案を上程をさせていただきました理由を説明させていただきます。

まず、ただいま松尾榮子議員からご質疑のありました最初、昨年令和2年3月18日付で人事院規則の一部を改正するものが、公布がされました。このときの当該防疫等作業手当の額は3,000円と、接触して作業をする者については4,000円ということで新設がされてございます。このときに、各地方公共団体においても、この改正内容のその趣旨を踏まえて適切に対応するようというところで、通知が総務省からもございました。

続きまして、昨年、約1か月後なのですけれども、4月21日に総務省から再度通知がされました。これにつきましては、具体的に消防業務といたしますか、車内において行う作業についても、その該当になるのだよというところで通知がされました。要するに救急車内、救急搬送をする場合、これも対象になるということで、総務省から通知を受けました。

続きまして、これが今回この条例案を上程させていただきます理由でございますけれども、昨年令和2

年11月27日、再度人事院規則の一部が改正されました。ここのところに、これ1項、2項ということになっておりまして、2項というところに1,000円、接して行う作業に長時間にわたり当たる場合は1,000円ということで、身体に接触して行う場合は1日につき1,500円という形で通知がされました。

続きまして、当初この条例案を上程をさせていただきます理由でございますけれども、防疫等作業手当の支給額でございますけれども、まず3,000円と4,000円、この場合は最初に、昨年3月18日に人事院規則の改正があったときのこの表記でございますけれども、まず武漢からの政府チャーター機あるいはダイヤモンドプリンセス号、これらの帰国邦人に対する作業及びこれらから下船する、船や飛行機から降りて宿泊する施設内で行う作業に対して1日につき3,000円、また長時間にわたりその疑いのある方に対して、その身体に直接触る作業、これに長時間行う作業については4,000円というところでございます。

続きまして、この昨年11月27日の人事院規則の2項めでございますけれども、これ以外に新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員については1,000円、患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間従事した場合は1,500円ということで規定がされております。この人事院の防疫等作業手当に係る3,000円支給の解釈でございますけれども、3要件ということで示されてございます。まず、1点目として感染リスクが高いこと、2点目として厳しい労働環境にあること、3点目、これが通常では想定できない業務ということで、この3つの要件を満たすものに対して、3,000円もしくは4,000円を支給することとなるということで示されてございます。消防の救急隊でございますけれども、この3点目の通常では想定できない業務ではなく、通常に消防隊として、救急隊として行う活動でありますので、この3要件は満たされないものということで判断をさせていただきました。これが、1,000円もしくは1,500円ということで、この金額を決めさせていただいた理由でございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 解釈の理由はお聞きしましたけれども、私ちょっといろいろ見ましたら、例えばもっと詳しく見ればいろいろあるのでしょうかけれども、ぱっと目についたところで、例えば志摩広域消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例、これは3,000円と4,000円というふうになっております。それから、みよし広域連合職員、これも3,000円と4,000円というふうになっております。こういったところ、では、その11月の通達が出たときに見直しをしているのでしょうか。

それで、私も何か2種類あるのは分かったのですが、その2種類は、私の判断としましては、例えば消防職員とか直接搬送する人以外の、例えば事務職員の方がお手伝いに出て行ったとか、それで危険なところに行って作業したとかそういうときに、例えば周囲の多少お手伝いをするとか、そういうことですけれども、そういったときにそういう臨時的1,000円とか1,500円というのが出るのかなというふうに私は判断したのですが、私はそういうふうに思ったのですが、そういうことではないということですか。ほかのところ、最初に去年の早い段階で3,000円、4,000円と規定した消防組合とか、現に条例として入っているのですが、その後直しているのかどうかとか、そういったところをちょっと確認できたらいただければなというふうに思います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、手当が支給になる対象ということで、先ほど補足説明、消防長からさせていただきましたけれども、これは一般社団法人日本環境感染学会の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドというものが示されてございます。その中で、接してというのは人と接すること、人と対面し、同じ空間にいることをいいます。ですが、短時間で体に少し触れる、そのようなことも接してというところに含まれます。一方接触してというのはどういうことかといいますと、人と人が触れ合えること、応急処置をするなど、そのようなこととございます。長時間にわたりというのはどのようなことかと申しますと、同じ日本環境感染学会の対応ガイドによりますと、短時間は一、二分ということでされております。長時間は、数分以上ということが考えられるということになります。

なお、人事院規則で、この長時間にわたりの解釈は示されてございません。それと、先ほどご質問がありました3,000円と4,000円、他の消防本部ですけれども、そこについてその動向といいますか、改正を検討しているのか、改正もう既にしたのかというところは確認してございません。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） ちょっと松尾議員の質問では、お答えできていないがあるので、ちょっと私聞きたいのですけれども、令和3年1月1日までが142件、見込みが年間150件とおっしゃいました。私が聞きたいのは、この金額。今まで142件ということで、金額というのを試算しているのかどうか、ちょっとその点を1点お伺いしたい。

それと、いろいろと今る説明されましたけれども、ほかの自治体はそれぞれ高い金額を出している。この金額というのは、これ条例ですから、この組合独自で金額は決められると思うのです。先ほど条件を出した中で、感染リスクが高い、厳しい労働、通常想定できないというふうな3つの条件がありましたけれども、この3つの条件の1個でも欠けていたら駄目なのか。その辺ちょっとお伺いしたいのです。ほかの自治体で、自治体独自で手当を想定できるのだったら、やはりこの金額は低過ぎる。こんな状況の中で、皆さん危険な仕事、更にコロナ関係でいつ自分がうつってしまうか分からない。うつってしまって、それでまたほかにもうつしてしまうかもしれないという、そういう状況の中で、あまりにも1,500円は低過ぎる。ついでに言ってしまうえば、火災等の出勤手当とか、今まで条例で300円とか500円とかありましたけれども、あまりにも低過ぎます。だから、この組合独自でやるのだったら、もっと職員を大切に、勤務を尊重するという観点から、私はもっと金額を高くするべきだと思いますけれども、ちょっとその点についてお伺いしたいと思います。他の組合とか自治体との比較、それはされていますか。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、お答えします。

まず、1点目の見込みの金額でございます。先ほど令和3年1月31日付、今年の1月末時点で142件という実績がございました。このことによりまして、年間150件分を想定してございます。金額にいたしますと、これは1,500円、高いほうの金額で見て救急隊員3人が、この150件分を3人で出たの見込み金額でございます。こちら67万5,000円ということで見込んでございます。

続きまして、他の消防本部との比較ということでございますけれども、こちらは情報は得てございます。

申し訳ございません。ただ、他の消防本部のこの差、3,000円、4,000円につきましては、情報を確認しているところでは、当消防組合についてはその感染の疑いのある者、これに対応しても1勤務につきこの手当を支給するというものになってございます。他の消防本部につきましては、疑いのある患者、これは出ないというようなところもあるようでございます。結構多いと思われまます。

それと、1,000円、1,500円を選んだ理由として、先ほどの繰り返しになりますが、3つの要素、これが人事院から、人事院に確認いたしましたところ、この作業手当の3,000円、4,000円の解釈として、3つの要件が全てそろわないと該当ではないのだというところでもございました。当初テレビや新聞等でも報道されましたけれども、ダイヤモンドプリンセス号の事案、そういったものに対応するため、人事院がこの手当の支給についてお示しをいただいた、このようなことで解釈をしております。テレビ報道を見ておますと、著しく感染といいますか、放射性物質の中へ入っていくような完全防護して、マスクをして、ゴーグルをして、あのぐらいな過激な、過酷な現場で対応する者、そういうのが当初想定されていたのだと解釈をしております。3つの要件、通常では想定できないような、そういう作業ということでは、消防救急については救急業務に当たる任務に精励をする救急隊員でありますので、通常では想定できない業務というのは当たらないというふうに考えてございます。ただいまご提案をさせていただきました条例につきましては、当消防組合につきましては疑いのある者、インフルエンザ等もでございます、そういったような場合も疑いがあるということで、そういう者に対応した職員に対しては手当を支給する、そういったようなところでございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 先ほど答弁された67万5,000円というのは、これ142件の年間の予算ですね。予算というか金額ですね。67万5,000円です。これって、この金額はそんなに高いものなのでしょうか。その点についてちょっと、67万5,000円って、私はもっと多いかと思ったら、これだけの金額ということが分かりました。これについて、もう少し金額を上げることはできないのかというのが私の主張なのですけれども。

それと、もう一つが3つの条件と、つまりこの特殊勤務手当は、総務省によって全部の組合、自治体に行っていると思いますけれども、条件は全部同じですね。それでも、ほかの自治体では、先ほど松尾議員が質問されたように3,000円とか4,000円とか、長野市も4,000円だったかな、やっているところもあるわけです。だから、組合独自でこういう少ない金額ではなくて、もっと職員の健康を守るためにも、もう少し高い手当にするという考えはなかったのでしょうか。ちょっとその辺についてお伺いしたいのと、先ほど言われた日本環境感染学会のガイド、皆さんほかの自治体、組合では、ここのガイドに基づいて対応しているわけですから、そのガイドに対応していながらも金額に差があるというのは、それはどうなのだろうかなと思うのです。

それと、やはり他の組合や自治体との比較で、多いと思われるとおっしゃいましたけれども、実際に例えば県内のこの特殊勤務手当のその状況はつかんでいらっしゃるのですか、ちょっとその点について伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、まずお答えをさせていただきます。

まず、1,000円、1,500円を選んだ根拠でございます。これは令和2年、昨年最後のといいますか11月27日に人事院から出されました人事院規則、それに準拠するものでございます。それと、県内の状況につきましては、把握してございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） ちょっと答弁漏れを指摘して、最後の質問します。

3つの要件、これは全部この3つの要件というのは、全部ほかの自治体、日本全国の自治体、組合に同じ要件を示していると思うのです。その点について、何かそれを非常にこれは該当しないとか、何か言い訳のようにおっしゃっていますけれども、それはおかしいのではないかと思うので、ちょっとその考えを伺いたいのと、あと日本環境感染学会のガイド、これは全国共通で皆さん、これを見ながら決めているわけですから、金額を。その確認。それと、ほかの自治体を把握しているのでしたら、その数字を教えてください、把握しているのだったら。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 消防長。

○消防長（豊田徳之） まず、お金の根拠というところの話からさせていただきます。3,000円、4,000円という数字が、まず昨年度初めに出てきております。さっき総務課長からも答弁ありましたけれども、そのときには当時のダイヤモンドプリンセス号ですか、それであるとか、武漢からの帰国者、そういう患者さんに対応した者というところで、救急業務とか、そういうような規定はそのときはございませんでした。要はその後、コロナの患者というのが増えてきまして、救急業務もこういう業務に当たるのかという中で、当たるという見解が示され始めたというのが経緯としてあります。その中で、うちもこの手当について検討させていただいている中で、当初は確かにその3,000円、4,000円という数字も見ていたのですけれども、この検討過程の中で、11月に新しく人事院から内容が示されまして、当初言っていた武漢からの帰国者であるとかダイヤモンドプリンセス号ですか、とは別のものとして救急搬送した場合というところで規定されました。

さっき総務課長が言いました3つの項目に当てはまるというのが、当初決められていたとおりの武漢からの帰国者であるとか、あとダイヤモンドプリンセス号の乗客ですか、そういうものに対応した者というところになっています。さっき総務課長のほうで1個抜ける項目がありますよというところがあったかと思いますが、その抜けた部分に関しては、通常の救急搬送でも該当しますよというような改正がございまして、その金額が1,000円、1,500円というところで改正されました。うちのほうとしても、手当の金額を決めるときに、先ほど議員から、条例で定めるものだから、決められるのではないかというお話もあったかと思いますが、根拠となるものをやはり示す必要があるかと思いますが。要はその規則の改正というのを今回根拠にさせていただいて、この金額とさせていただきます。

また、ほかの消防本部というようなお話があったかと思いますが、そういった改正数字出される前に条例化されたところは、確かに3,000円、4,000円というところで条例化されているようです。その後、今当組合と同じような状況下で制定しようとしているところに関しては、当組合と同様に1,000円、1,500円

とするという考えのところと、またもともとの金額で制定しようという考えのところ、またこういった特殊勤務手当自体、条例上つくっていないので、そういう防疫手当についてもつけませんよという消防本部、市ですか、との考え、そういう3通りに分かれているのが現状です。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 答弁漏れございますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 一応1,500円の支給ということで、私は反対してしまうと、ほかの皆さん賛成すると思いますけれども、手当そのものについては私は賛成ですけれども、この金額そのものが組合や自治体によって違うということは、それぞれの自治体や組合が判断することであって、あまりにも手当が低過ぎる。火災等の出勤手当とか救急出勤手当、これも含めてそもそも手当が限りなく低いので、それも含めて今回私は賛成しますけれども、消防職員の命を守るという観点から、その危険手当についてはもう少し金額の増額、ほかの自治体の例を見て増額していただきたいと思って、私の討論といたします。

○議長（秋谷公臣） ほかに討論はありませんか。

4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 私は、この議案につきまして反対の立場で発言させていただきます。

私はこの件につきまして、もう少し精査していただいて、きちんと納得できる形で提案していただいて、それでこういう危険な時期に、いろんな対応をしていただいている消防職員の皆さんにきちんと対応できるような形で再度提案していただきたいなということで、今回私は申し訳ございませんが、これに関しましてはもう少し、自分が納得できるくらいの確認をした上で提案していただきたいということで、反対させていただきます。

○議長（秋谷公臣） ほかに原案に反対者の発言をあれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(秋谷公臣) 起立多数です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(秋谷公臣) 日程第6、議案第2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(板倉正直) 議案第2号についてご説明をいたします。

本案は、令和2年8月27日付消防予第226号、消防庁次長通知、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等に基づき、印西地区消防組合火災予防条例の一部について改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(秋谷公臣) 消防長。

○消防長(豊田徳之) 議案第2号について補足説明させていただきます。

本改正は、電気自動車の普及に伴い、全出力50キロワットを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会における検討を踏まえ、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を追加するものでございます。本改正の内容につきましては、お手元の審議資料、新旧対照表、議2-1ページを御覧ください。

初めに、第8条の3第1項中、第44条第10号を第44条第11号に改めるものでございます。これは、44条に1号追加することにより、1号ずつ繰り下げられるためでございます。

続きまして、第11条の2第1項中、変圧しての次に電気自動車等を加え、原動機自転車をいうの次に、第12号において同じを加え、50キロワットを200キロワットに改めるものでございます。これは、電気を原動力とする自動車等と限定されているものを電気自動車等と明確に規定し、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大するものでございます。また、第12号において同じを加えた理由は、電気自動車等を明確化することによる字句の整理を行うものでございます。

次に、第11条の2第1項中、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、新たに第1号として急速充電設備の設置基準を追加し、繰り下げられた第11条の2第5号から第7号までに規定されている電気を原動力とする自動車等を電気自動車等に改めるものでございます。更に、第1号と同様に、新たな急速充電設備の設置基準を第13号、第14号、第15号として追加し、第12号を第16号として、設置基準の内容を改める

ものがございます。

第1号として追加する内容は、急速充電設備を屋外に設置する場合の建物からの離隔距離について規定をするものがございます。

第13号として追加する内容は、急速充電設備のコネクターの基準について、操作に伴う不時の落下を防止する措置について規定するものがございます。

第14号として追加する内容は、急速充電設備が電気設備であるため、充電用ケーブルを冷却するための液体等が漏れた場合等の安全対策について規定するものがございます。

第15号として追加する内容は、複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電することができる設備の安全対策について規定するものがございます。

第16号は、蓄電池を内蔵した急速充電設備の安全基準について規定するもので、改正前は異常な高温になった場合についてのみ規定されておりましたが、異常な高温に加え、低温についての基準も追加し、更に制御機能の安全対策についても規定するものがございます。

続いて、第17条中、充てんの「てん」の字を平仮名から漢字に改めるものがございます。これは、「てん」の字が、今回の改正で同条例中の表記が漢字表記となったため、字句の整理を行うものがございます。

続いて、第44条中、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号として新たに急速充電設備を追加するものがございます。これは、消防署長への届出の基準について規定するもので、第10号として新たに急速充電設備を届出の対象とするものがございます。

次に、第15条中、充てんの「てん」の字を平仮名から漢字に改めるのは、先ほど説明させていただいた内容と同様でございます。

附則の施行期日でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行し、経過措置として、条例の施行時に既に設置されているもの、または設置工事が行われているものについては、改正前の規定を適用することとするものがございます。

なお、参考資料といたしまして、本改正に関する総務省消防庁次長通知の写しを添付しております。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 4点質問させていただきます。

1点目は、今回のその急速充電設備というものが、電気自動車の充電スポットなど特定の場所に設置されるものを対象にしているのか、それとも家庭用のものも含むものになるのかという点です。

2点目は、当消防組合管内で今回届出が必要となる急速充電設備の想定される数がどれくらいあるのかという点です。

3点目は、これまでにこの急速充電設備で火災が発生した、あるいはその液漏れが発生したような事例が実際あるのかどうかという点。

それから、4点目は、届出を怠った場合に罰則はあるのかという点です。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） ただいまのご質問についてお答えいたします。

1 番目、家庭用なのか、設置はスポットなのかというところでございますが、基本的にスポットであるはずだと思います、今回の急速充電器に関してでございますが。

あと想定数です。想定数は、現在のところ見込めない状況でございます。ただ、既存の急速充電設備については把握はしてございます。どうなるかというところについては、見込めないというところでございます。

火災の例でございますが、今まで急速充電器で管内ではございません。また、2018年12月に、先ほどありました国の検討部会で12件報告されているという情報で、火災事案は回路基板が損傷し、発煙する程度の事故が1件で、他の例は充電できないほどの故障事案となっております。また、筐体自体に延焼するような大きな火災事故は、2018年12月の時点では起きていないというところでございます。

なお、罰則等については今回規定されてはございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） まず、1 点目の再質問ですが、家庭用は含まれないということなのですが、家庭用についても200ボルトの送電は、各家庭まで配線をされていて、大型のエアコン等はこの200ボルトを使って、各家庭でもご使用されているところもあると。同じように、電気自動車の急速充電についても、これを利用するケースがあるというふう聞いております。ただ、充電バッテリーの消耗が激しくなるという点や、電気代の基本料金が変わってしまうということで、利用されていない方もいらっしゃるのでしょうかけれども、技術的には各家庭での設置も可能ということなのですが、では逆にこれは、各家庭での設置を対象以外にするというのは、この条文上、読み込めるのでしょうか。

それから、もう一つ、2 点目について、想定される数が分からないということですが、ただある程度見込めるところもあるというふうにおっしゃっていたと思うのですが、本件についての周知は、ではどういう形で行うようになるのでしょうか。

その2 点について伺います。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） 申し訳ございません。先ほどの答弁につきまして、若干修正させていただきます。家庭用はないというよりも、なかなか想定しづらいというところで、できないわけではないというところに訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

もう一点、周知になりますが、現在考えておるのは、やはりホームページ等を使って法令改正等のご説明、周知をさせていただきたいと思っております。

なお、先ほどありました数のところで、現在のところ急速充電設備が印西市内に9施設、白井にあっては3施設設置されているところがございますので、そちらのほうは把握してございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 3 回目の質問になります。その9施設、3施設については、個別に周知あるいは今回

の届出について勧奨をするようなことは考えておられないのでしょうか。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） お答えいたします。

現状でございますが、例えばスーパーですとかファミリーマート、コンビニ等の現在設置してある施設等を確認してございます。また、今回この情報につきましても、CHAdeMOという協議会の情報、現在届出がございませんので、そちらを参照して把握しているところでございますが、あるところにつきましては、今後のこともありますので、確認には向かい、指導ができれば指導したいと考えてございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

7番、和田健一郎議員。

○7番（和田健一郎） ちょっと3つほど質問させていただきたいと思います。

まず、この出力ということで、50キロワットから200キロワットということだったのですが、これは容量ではなく、一応出力という形で動力源の出力の部分を考えているのか、それとも電池の容量なのかということをおっしゃって、キロワットアワーなのか、それを確認したいことです。

それから、2番目なのですが、急速充電設備ということの定義については、これはかなり先ほどの藤江議員からの質問もあったと思うのですが、ボルトが高ければ高いほど抵抗率が、ロスが少なくなりますので、理論上は早くかつ効率的に電氣的な充電はできるものの、一方でボルトが高ければ高いほど危険性が非常に高まるといったところもあると思います。家庭用では、先ほどの3層単線の200ボルトというのがあったのですが、恐らく急速充電というのはそれ以上のものが想定されますので、これに対して感電等の危険性というのは、今の条文ではなかったのですが、今後の今回はやれなかったといったところを、検討事項でもしあったらちょっと教えていただきたいということです。

それから、3番目なのですが、13号でコネクタということで書いてあるのですが、これはEVと言われている電気自動車に関しては、コネクタがまだ世界では規格がまちまちでございます。たしか欧州基準と世界では違っていたという場合もあったと思うのですが、今後これは世界の規格統一といったところの話合いはもちろん進めているのですが、ちょっと一応確認も含めて、このコネクタというのは今後規格が変わってしまうような場合も含めて、これは読み込めるということで理解してよろしいのかという、以上3点をお聞きします。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） ただいまの議員のご質問についてお答えいたします。

今回、キロワットが上がることによって、安全装置等が強化されてございます。今までの製品以上に、機器本体に様々な箇所の異常を感知するセンサー、温度ヒューズ、ブレーカー等が追加設置されてございます。また、日常点検、メーカーによる定期点検及びメンテナンスを実施することにより、内部からの出火及び感電等の大きな事故に至らないと検討部会での報告に記載がございました。

それと、コネクタですが、議員ご案内のとおり、各国コネクタの形状等の差があるということは承知してございます。それが統一される、もしくは変更されるというところについては、現在のところ分かってはございません。申し訳ございません。

それと……

○議長（秋谷公臣） すみません、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（秋谷公臣） 再開いたします。

予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） 申し訳ございません、先ほど1点残してございました。先ほどの50キロワット、200キロワットの件ですが、これにつきましては出力となります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 7番、和田健一郎議員。

○7番（和田健一郎） すみません、ちょっとそんなに詳しく言うつもりではなかったのですが、申し訳ありません、ちょっと高校の頃から電気はやっていたもので、専門であったので申し上げますが、今回急速充電ということで、ボルテージが上がるということだとか、容量があがるということは、非常に危険になっていくということと、あと今回特にバッテリーが最大の欠点としては、気温が下がったら出力が思い切り、常温といいますか15度のときに比べて、かなり高温以外でも下がってしまうといった特性といったところの対策ということで考えられているなといったところですよ。コネクターと申しますと、それでちょっと次の質問だったのですが、もちろん私もそのどう決まるかというのは分かっていないのですが、今後決まったときでも、一応このコネクターというのは、今の形に限定にされるものではなく、このままのコネクターという表現で対応ができるように読み込めるかといったところでございます、いわゆる規格が変わるたびに改正しなくても、一応これで読み込めるのかといったところでございます。

更に、この充電に関しましては、また今後検討としては大容量になっていきましたら、今現行の電池の種類でいいましたら、2種類大体ございまして、ニッケル水素電池もしくはリチウムイオンでして、また今後リチウムポリマーというのもできると思うのですが、まず2つの電池についてのデメリットといいますか、人命に関わる危険性としましては、ニッケル水素の場合ですと、密閉した空間でやりましたら、水素がたまってしましまして、その水素による何か火花が出た場合に爆発をするというような、そういう火災だとかの大容量が危険になってしまうということで、特にこの中で、例えば船の中みたいな密閉した空間で、そのまま使ってしまった場合、たまってしまつてというような感じだとか、また今後この改正だけではなく、大容量ということでありましたら危険性が、あともちろんリチウムイオン電池でしたら、今リチウムというものの自体が、空気に触れただけでも発火してしまう危険な要素を含んでいるものですよ、言うまでもなく、これらが特殊火災で、しかも水をかけてしまったらそれこそまた大変なことになってしまうという物体であるということもございまして、今後更にこの危険性があるのではないかなと思っておりますが、そこでちょっとマニアックな話になるわけではないのですが、そういった点も含めて大容量ということでありましたら、この中でもその検討事項ということで、以下の電池の危険性といったところも踏まえられたかどうかもちよっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） 電池の危険性というところで今ございました。先ほど議員ご案内のとおり、低温ですとかその辺、先ほど言いましたリチウムイオンについては問題があるというか、弱いところであるとお聞きしております。我々のほうで把握しているところ、今回低温というのが条文に入ったことがございまして、それについて調査させていただきました。その際、異常な低温になった場合、蓄電池の内部のリチウムイオン電解質の液が固体に変わってしまって、そのような状態のとき大電流の充電を行うと、内部で短絡等が起こるとか、その辺について組合でも調べさせていただいてございます。また、今後そういう施設があるようでしたら、その辺のところも確認しながら、注意喚起等もしていければとは思ってございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 7番、和田健一郎議員。

○7番（和田健一郎） ちょっと質問漏れも含めまして、最後にさせていただきます。

一応コネクターということについて、ちょっとくどいようでございますが、一応広い意味で今の現状のものに限らずに、新しい規格になった場合には新しい規格ということで、このコネクターという文言で、条文の部分で書いてある急速充電に対応するコネクターというものが、今後の規格が変わっても、この文言で対応できるかといったところを1つお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） お答えいたします。

条文上、コネクターという表現でございますので、形が変わったとしても、このままの条例で読み込めるとは思っております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありますか。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） なかなか私はちょっと理解がよくできないのですけれども、1点お伺いします。この条例を制定することによって、消防の業務がどう変わってくるのか、ちょっとその点について伺います。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） お答えいたします。

今回急速充電設備というところになると、電気を使うというところでございます。そうすると、火災等の対応について検討すべきところ等ございます。急速充電設備の火災の場合、2次災害の観点から、放水ができないという観点から、充電設備が接続されている配電盤の開閉装置を操作し、電源供給を遮断してから活動するところになる等がございます。また、施設の電気主任技術者との連絡を取れる状態でしたら、指示に従いながら活動する必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） これに対応する職員への教育というか、その辺は十分に分かっていると思えますけれども、これについてどう説明していくのか、説明してきたのか、ちょっと伺いたいと思えます。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） 今回の条例の改正を踏まえまして、この充電設備というものの特性等を署のほうに投げまして、例えば先ほどありました低温での問題、大容量化になることについての説明、安全装置が以前より強化されている点などを署のほうに通知、活動に生かさせるという対応を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

9番、海老原作一議員。

○9番（海老原作一） 先ほど予防課長の答弁の中で、ちょっと確認をしたいのですが、藤江議員の質問に対して、既存設備の設置者に対して指導という言葉が出てきたのですけれども、経過措置が一番条例の最後に置かれているにもかかわらず、指導というのはできるのですか。お願いではないのかなという具合に思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。指導という表現は適切ではないと思います。お願いという形に訂正させていただきます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。

（何事か言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 訂正いたします。時間も過ぎているけれども、すみません、ちょっと採決まで行きたいと思っております。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、和田健一郎議員。

○7番（和田健一郎） 原案に賛成といったところでやっていきます。

ちょっと賛成の討論というよりは、やはり今後バッテリー技術によるものが非常に大きくなっていけば、いわゆる未知的なものでの危険性というのが非常に高くなっていくところになるというところの注意喚起も含めまして、ちょっと私も15のときに電気工事士を取ったりだとか、電気系のことは専門でやっておりましたので、高電圧に関する危険性というのは、一応のところでは私も知っている中の一つでございます。やはり電気の、先ほども言いましたように、効率化を進めていくとボルテージを上げていくといったところになりましたら、ご存じのように最近ハイブリッドカーによる事故になったら、危険性としてはオレンジの配線にして、救助隊員が感電してしまうというような、そういう事例もあっていく中ですが、

更には今度バッテリーが大きくなってしまいました。特にリチウムイオンという、空気に触れるだけでも発火してしまうような危険性のものが大きくなっていくこと、こういったところで非常に、これはかなり危険なものが大きくなっていくといったところの、便利さの中での危険性があっていくかなといったところでございます。これに関しては、もう特殊火災というようなところで、専門的な知識を皆さんで共有、市民の皆さんとやっていくというような機会に、今後政府から2030年までにといった中でございますが、これを同時にやっていくといったところの重要性といったところも踏まえて、今後の告知といったところもちよっとみんなで頑張っていきたいなと思っています。

以上で賛成討論とさせていただきます。

○議長（秋谷公臣） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号 印西地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（秋谷公臣） 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩したいと思います。11時27分まで休憩したいと思います。細かいですけれども、ぴったり10分。ちょうど10分休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（秋谷公臣） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（秋谷公臣） 日程第7、議案第3号 令和2年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第3号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第3号についてご説明をいたします。

本案は、事業費等の確定に伴う減額補正でございます。

歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ6,643万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,282万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 議案第3号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議3-1ページを御覧ください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、職員の給料、手当等の人件費の精算並びに事業費の確定に伴う精算により6,643万2,000円の減額となります。これら歳入歳出の増減補正に伴い、分担金を精算させていただきました。これによりまして、1の令和2年度歳入歳出予算補正額（第3号）は、補正前の額30億2,926万1,000円から6,643万2,000円を減額し、補正後の予算額を29億6,282万9,000円とするものです。

それでは、令和2年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第3号）の歳入歳出補正予算事項別明細書からご説明いたします。

8ページをお開きください。歳出からご説明させていただきます。まず、1款議会費及び2款総務費の補正はございません。

続きまして、3款消防費につきましては、補正前の額27億3,264万5,000円から6,919万6,000円を減額するものです。

その主な内訳は、11ページをお願いいたします。2節給料につきましては、昇任、昇格者数が当初の見込みを下回ったことや育児休業者が復帰しなかったことなどに伴い、1,050万円を減額するものです。

3節職員手当等につきましては、現在の支給対象者で再算定したところ、合計で3,100万円を減額するものです。詳細につきましては、この補正予算書の15ページの補正予算給与費明細書の2、一般職、(1)、総括に記載のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、新たに特殊勤務手当の支給範囲に加えた防疫等作業手当を含めた補正額となっております。

11ページに戻ります。4節共済費につきましては、千葉県市町村職員共済組合負担金の積算基礎となる標準報酬月額が当初見込みを下回ったことや期末手当の支給率の引下げなどにより、1,393万5,000円を減額するものです。

7節報償費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による講習会の中止に伴う講師謝礼等の減額となります。

8節旅費につきましては、全国消防救助技術大会などの開催見送りに伴う旅費精算分や、消防車両更新に係る中間検査並びに救急救命士研修に係る旅費などの事業費確定に伴い、202万3,000円を減額するものです。

10節需用費につきましては、燃料費、光熱水費など今後の予測使用量及び使用実績等から、312万1,000円を減額するものです。

11節役務費につきましては、保険料などの事業費確定に伴い、9,000円を減額するものです。

12節委託料につきましては、職員健康診断委託料、消防車両保守点検委託料並びにその他業務委託料として計上している消防職員を対象としたPCR検査委託料は増額となりますが、他の業務委託事業費の確定などに伴い、204万2,000円を減額するものです。

12ページをお願いします。13節使用料及び賃借料につきましては、統計システム使用料が当初の見込みを下回ったことなどにより、147万9,000円を減額するものです。

14節工事請負費につきましては、印旛消防署並びに西白井消防署の仮眠室に施工したカーテンレール設置工事に係る事業費の確定に伴い、44万5,000円を減額するものです。

17節備品購入費につきましては、高規格救急自動車並びに総務関係備品に計上しております事務用パソコン等購入事業の事業費の確定などに伴い、152万7,000円を減額するものです。

18節負担金補助及び交付金につきましては、消防大学校、火災調査科の入校割当てがなかったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、消防大学校救助科並びに県消防学校初任科後期、救急科後期及び訓練指導科が次年度へ延期となったことなどにより、299万3,000円を減額するものです。

26節公課費につきましては、車検更新を実施した消防車両に係る事業費の確定に伴い、2万2,000円を減額するものです。

13ページをお願いします。次に、4款公債費について説明いたします。

まず元金につきましては、令和元年度事業となるちば消防共同指令センター部分更新事業に係る借入れのうち、千葉県から借り入れた千葉縣市町村振興資金元金償還分となります。こちらにつきましては、令和2年度予算において計上漏れとなってしまうことから、410万円の増額をお願いするものです。

また利子につきましては、令和元年度事業に係る借入先の決定及び利子償還額が確定したことに伴い、133万6,000円が減額となることから、この結果、22節償還金利子及び割引料として276万4,000円を増額するものです。

5款予備費の補正はございません。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページをお開きください。1款分担金及び負担金につきましては、事業費の確定に伴う組合債などの減額と繰越金などの増額補正によるもので、補正前の予算額28億7,968万1,000円から9,558万1,000円を減額し、27億8,410万円とするものです。

構成市別の内訳は9ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましては、この補正予算書の最後の22ページ、令和2年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第3号）分担金算出表のとおりです。

7ページに戻ります。2款使用料及び手数料につきましては、消防本部の土地使用料に係る行政財産目的外使用料の増額と、データセンター、大型物流倉庫などの建設に伴い、危険物規制事務関係手数料が当初の見込みを上回ったことにより、123万1,000円を増額するものです。

3款国庫支出金につきましては、科目存置として計上した1,000円を減額するものです。

4款県支出金につきましては、増減補正はございません。

5款財産収入につきましては、水槽付消防ポンプ自動車売払事業費の確定に伴い、12万7,000円を増額するものです。

6款繰越金につきましては、令和元年度からの繰越額が決算により確定いたしましたので、2,939万8,000円を増額するものです。

7款諸収入につきましては、生命保険料等代行手数料が当初の見込みを下回ったことによる減額となります。

8款組合債につきましては、高規格救急自動車並びに消防ポンプ自動車整備事業に係る借入額について、千葉県からの同意を得たことに伴い、160万円を減額するものです。

こちらの組合債につきましては、4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正のとおり、消防施

設整備事業の限度額を6,840万円から160万円を減額した6,680万円に変更してございます。

以上で、令和2年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、影山廣輔議員。

○8番（影山廣輔） 11ページの歳出、職員健康診断委託料で、PCR検査の増額というご説明がありました。資料でいいますと、3-1ページの下の物件費の中にPCR検査費用50万7,000円とあります。この増の理由についてですが、単純に件数が多かったのか、それとも何かしら、例えば検査対象を広げたとか、方法について何か変えるところがあったということなのか、そこら辺の内容について説明をいただきたいと思えます。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、PCR検査業務委託料につきまして、お答えをさせていただきます。

これにつきましては、その他の業務委託料、この中に入っております。概要を説明させていただきます。本事業につきましては、積極的なPCR検査受診を行うことにより、集団感染等の発生を防止することを目的に、昨年10月16日の議会定例会におきまして、36人分の検査費用について補正予算により対応をさせていただきました。しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延によりまして、管内の施設におきましてもクラスターが発生するなど猛威を振るっており、救急事案等に対応する救急隊員やその現場支援のため出動する消防隊員を対象としたPCR検査対象は、当初の見込みを上回っているところでございます。48人分を増といたしまして、210人分の検査費用につきまして、増額をお願いをするものでございます。その他の業務委託料というところに組み込まれてございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 8番、影山廣輔議員。

○8番（影山廣輔） 前の議会の段階では、いわゆる体調不良の方がいて検査をする、あるいは濃厚接触者対象に検査をするというような格好であったと記憶しております。ただ、そのやり方に変化があったのか、例えばそれはいわゆる全職員を対象にした定期検査にするとか、そういった形の変化があったかどうかという点を確認したいと思います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

昨年の10月16日に提出をさせていただきました、そのときの検査対象とは変わってございません。対象につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者の対応のため出動した救急隊員、それとその消防署内での濃厚接触者、これを対象といたしまして、公費によりましてPCR検査を行わせていただいているものでございます。先ほどご説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルスの蔓延ということございまして、出動件数も増えてございます。そうしたことから、この48人分が増えて、増額をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 8番、影山廣輔議員。

○8番（影山廣輔） 出動ごとに、出動件数が増えたから件数が増えたということですが、いわゆる最近ではまた第3波が増える中、出動だけでなく、ほかにも感染機会があるかもしれないということも含めまして、定期的検査とか、更なる拡大はまだ検討もされていないのですか、実施をされていないということですか。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

現在実績に基づいて計上をさせていただいているところでございます。

それと、現在の社会情勢におきまして、第3波が懸念されているところというところでございます。これにつきましては、実績に基づきまして計上させていただきまして、更に増えるようであれば、また改めまして、議員皆様方に補正予算という形で増額をお願いしたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

6番、岩崎成子議員。

○6番（岩崎成子） それでは、ページ数で申し上げますと、こちらの補正予算の第3号のところ、11ページの職員手当等ということで、3,100万円減額となっております。後ろのほうに参りまして、その説明が3,100万でございます、16ページ、内訳が入っております。それで、私がちょっと不思議に、その15、16に絡みますけれども、先ほど議案第1号で150件を見込んで、1,500円の3人がこう乗車するというので、金額67万5,000円、こちらが補正であれなのかなというふうに思ったのですけれども、こちらの特殊勤務手当のほうは補正前、補正後金額が変わらないということで、こちらの16ページのほうもその部分が増額等となっておりますけれども、その数字的なものは遡ってこれから払うということですね、令和2年度に。その辺のところのお金のことなので、その数字がどこにあるのかお聞きいたします。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

この手当はどこに入っているのか、職員手当等PCR検査……失礼しました。防疫等作業手当につきましては、特殊勤務手当等、その中に含まれてございます。67万5,000円が含まれてございます。

それと、先ほど議決をいただきました防疫等作業手当につきましては、昨年の4月3日まで遡及をいたします。それにつきましては、職員手当全体では減額となっておりますけれども、これにつきましては、その分職員手当等の中に含まれてございます。

○議長（秋谷公臣） 6番、岩崎成子議員。

○6番（岩崎成子） また、この件でお伺いいたしますけれども、そうしますと15ページの職員手当の内訳ということで、特殊勤務手当、補正前が1,165万7,000円、補正後が同じく1,165万7,000円、では初めからその分をもう見込んでいらして補正前だったのですか。その辺の、ここで数字が違ってくるのかなというふうに理解したのですが、その辺のところをもう少し説明を求めます。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 失礼いたしました。15ページの職員手当等でございますけれども、コロナ禍にお

きまして、出動件数も特殊勤務手当は減額はいたしません。出動件数が減りましたところ、コロナ禍のこの防疫等作業手当が増えたため、この額になるもので、特殊勤務手当等の減額補正はないということによってお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 6番、岩崎成子議員。

○6番（岩崎成子） そうしますと、その分が65万7,000円なのですが、ここの前の部分で間に合ったのだということで、今回補正に、この議案で上がってきたことなので、こちら側としてみれば、補正後がその数字がプラスになっていてというふうに思ったのですが、もともとのこの1,165万7,000円の範疇で大丈夫だったのだというふうな認識でよろしいのですか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 13ページです。一点だけお伺いします。公債費の説明の中で、先ほど令和2年度計上漏れとなったためというふうにおっしゃいましたけれども、この計上漏れとなった原因、計上漏れになったことによって支障というか、それはなかったのでしょうか、その点について伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、千葉県市町村振興資金元金の計上漏れにつきまして、お答えをいたします。

千葉県市町村振興資金元金の計上漏れについて、本件につきましては、令和元年度事業となるちば消防共同指令センターの部分更新事業に係る千葉県からの地方債の借入れの条件を5年償還、1年据置きで設定をして借入れを実施いたしましたところ、元金償還の開始年度は令和3年度から開始するものと認識をしてございました。しかしながら、千葉県市町村振興資金貸付規則の中で、貸付期間の算定につきましては、資金の貸付けを決定した日に属する年度から起算するということが判明をいたしました。これによりまして、令和2年度から元金償還が開始されることが判明をいたしました。今後につきましては、借入れルールの再熟知を図るとともに、借入先担当者と連携を密にして、再発防止に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） すみません、答弁漏れで、これによって支障はなかったのかというのが、ちょっとお答えいただけていないので、お願いします。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 支障は出てございません。支払いにつきましては、本年3月31日ということでございます。これで対応することとなりますので、支障は出てございません。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 支障はなかったということで、よかったですけれども、最初の答弁の中で、担当と密にするとおっしゃいましたけれども、結局十分な情報交換ができていなかったから、こういう事態になったということなのですか、その確認です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） そのとおりでございます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） すみません、2点お伺いしたいと思います。9ページの歳入のところで、5款の財産収入のところの公用車売払収入です。なんか消防自動車の売払ということでした。いつも消防自動車結構高額で、すごくかかっていると思うのですが、売り払うときには12万7,000円という非常に安くなってしまうのだなということで、がっかりするのですけれども、これは年数とか走行距離はどのくらいであったのかということが1点です。

それと、もう一つは、8款の組合債のところなのですが、これちょっと先ほど説明あったかどうか、ちょっと私聞き漏らしてしまったのですが、消防施設整備債が160万円の減額になっておりまして、説明のところ高規格救急自動車が120万円の減額ということですが、これも一度説明をお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、お答えをいたします。

まず、財産収入につきまして、12万7,000円の増ということでございます。これは、平成10年3月に整備をいたしました水槽付消防ポンプ自動車の売払金額確定による増額でございます。当初予算におきまして28万円で予算計上、28万円で売払になるということで予算計上をしてございました。これを4者で随意契約によりまして、40万7,000円で落札がされました。28万円から12万7,000円をプラスいたしまして、40万7,000円で落札をしたというものでございます。

続きまして、組合債、これの減額160万の減ということで、これにつきましてお答えをいたします。高規格救急自動車、これが千葉県のご同意をいただきまして、120万円の減ということ。当初2,960万円ということ、そのものをお借りするということでありましたけれども、その事業費が確定したことにより、2,840万円ということで、120万円の減ということになります。それと、もう一台、消防ポンプ自動車の整備をさせていただいておりますけれども、それにつきまして、当初見込んでおったところが3,880万円の借入れを見込んでおりましたところ、事業費が確定いたしまして、3,840万円で40万円の減ということになります。合わせまして、160万円の減ということでございます。

以上でございます。

（「まだ答弁が」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） では、答弁。

警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 歳入のポンプ車の配備年月と走行距離のほうを私からお答えいたします。

配備年月が平成10年の3月、走行距離が9万2,378キロのポンプ車となります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 両方事業費の確定ということで分かりました。平成10年3月ということですから、もう20年はたっているということなので、古いということはあるのでしょうか、キロ数としては10万行っていないということなのですが、やっぱりこういったものなのでしょうか。これはしようがないですね。あと消防ポンプ自動車、高規格救急自動車のほうも事業費の確定ということで了解いたしました。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 令和2年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（秋谷公臣） 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。午後1時から再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（秋谷公臣） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（秋谷公臣） 日程第8、議案第4号 令和3年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため、消防体制の機能強化を図るもので、令和3年度の予算額を32億6,543万2,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、職員の感染予防等対策経費を計上したほか、主な取組と

いたしましては、高規格救急自動車及びはしご付消防ポンプ自動車などの消防車両整備事業や消防本部、牧の原消防署修繕事業に係る実施設計費などを計上し、消防体制の充実強化を考慮した予算編成としております。

詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 議案第4号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議4-1ページを御覧ください。令和3年度印西地区消防組合一般会計予算における予算編成方針につきましては、印西市及び白井市が積極的かつ着実な行財政改革を推進している中、印西地区消防組合では新たな総合計画に基づき、引き続き基本理念を住民の安全と安心を目指してとし、防災を担う第一線機関として時代の変化に柔軟に対応する体制を構築するとともに、実施計画に基づく事業を着実に実行し、基本理念の実現を目指していく初年度となります。

消防組合の財源につきましては、構成市からの分担金が大半を占めていることから、国庫支出金、地方債などの特定財源の有効かつ積極的な活用により、構成市への負担軽減を図りながら、全職員がコスト意識を強く持ち、創意工夫と柔軟な発想をもって消防行政に取り組むことにより、真に必要な予算措置を講じたところでございます。

次に、議4-4ページ、1、一般会計、(1)の予算規模を御覧ください。令和3年度の予算につきましては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、職員の感染予防等対策経費を計上したほか、主な事業としまして、高規格救急自動車、はしご付消防ポンプ自動車などの消防車両整備事業や消防本部・牧の原消防署の庁舎修繕事業に係る実施設計費などの計上により32億6,543万2,000円の予算計上となります。

(2)、歳入予算の状況と議4-5ページ、(3)、歳出予算の状況につきましては、この後の議4-7ページ、歳出予算性質別の概要や令和3年度印西地区消防組合一般会計予算の説明で詳しく申し上げます。

次に、議4-6ページをお願いします。2、一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については、立替施行を含む消防庁舎や用地、消防車両の整備費及び指令センター共同運用整備などで発行した地方債によるものです。令和2年度末では、千葉県消防広域応援隊登録車両となる高規格救急自動車並びに消防ポンプ自動車整備に係る借入れを予定しております。地方債現在高のうち立替施行の起債分につきましては、特別分担金の対象です。債務負担行為の未払い残高については、立替施行による庁舎や用地の取得費償還金が特別分担金の対象となっているほか、本埜支所庁舎改修等費用負担金となっております。

次に、議4-7ページ、歳出予算性質別の概要ですが、令和3年度予算の総額は32億6,543万2,000円で、前年度に比べ2億4,366万3,000円、8.1%の増額となりました。性質別区分の内訳ですが、人件費が22億8,317万8,000円です。これは、給料及び職員手当等の増額により、前年度に比べ953万6,000円、0.4%の増額となります。この内訳ですが、議員報酬、非常勤特別職等の報酬及び令和3年度に在籍する消防職員の給料、職員手当等や共済費などとなります。令和3年度の職員数は266人で、再任用職員の18人を見込んだ職員数は284人となり、全体数では6人の増加予定となります。なお、地域手当につきましては、前

年度と同様9.2%で計上しております。

次に、扶助費は2,175万円で、73万5,000円、3.3%の減額となります。

次に、公債費は3億3,109万8,000円で、5,689万6,000円、20.7%の増額となります。これは平成27年度に借入れを実施した消防車両整備事業に係る償還が終了したものの、平成29年度に借入れを実施した消防庁舎整備事業等に係る元金償還や令和元年度に借入れを実施した消防車両整備事業や、ちば消防共同指令センター部分更新事業に係る元金償還が開始されることから増額となったものです。これら義務的経費の総額は26億3,602万6,000円で、前年度に比べ6,569万7,000円、2.6%の増額となります。

次に、投資的経費の普通建設事業費につきましては、3億3,661万円で、前年度に比べ1億3,423万7,000円、66.3%の増額となります。この内容は、議4―7ページ下段の主な取り組みの消防体制の整備の項目に記載してございますが、高規格救急自動車、はしご付消防ポンプ自動車などの備品購入事業費となります。

また、普通建設事業費の単独分には、公有財産購入費として、西白井消防署、牧の原消防署の施設と用地等の取得に要する経費等を計上しています。

続きまして、その他の経費のうち物件費につきましては1億8,675万1,000円で、前年度に比べ1,235万1,000円、7.1%の増額となります。主な内容は、光熱水費や修繕料並びに新型コロナウイルス感染症対策消耗品など、需用費や各種システム運用に係る使用料などに要する経費を計上しています。

続きまして、維持補修費につきましては2,917万2,000円で、前年度に比べ2,801万7,000円の大幅増となります。主な内容は、消防本部・牧の原消防署庁舎の修繕事業に係る実施設計費となります。

続きまして、補助費等につきましては5,687万3,000円で、前年度に比べ336万1,000円、6.3%の増額となります。主な内容は、ちば消防共同指令センター運営経費や印旛地域メディカルコントロール協議会負担金などを計上しています。

次に、予備費は前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上が歳出予算の性質別の概要となります。

なお、ページの下に主な取組を記載いたしましたが、性質別の概要で説明したほかに、救急救命士及び予防技術資格者を引き続き養成してまいります。

続きまして、議4―8ページ、歳入予算科目別の概要と議4―9ページの歳出予算目的別の概要につきましては、この後の一般会計予算書の説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

それでは、令和3年度印西地区消防組合一般会計予算書を御覧ください。歳出から説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。議会費から説明してまいります。1款議会費は211万6,000円で、4万6,000円の増額となります。内容につきましては、議員10人の報酬、議長交際費、会議録の作成業務委託料などとなります。

次に、2款総務費は34万4,000円で、正副管理者等の報酬、管理者交際費などを計上している1項総務管理費や監査委員の報酬などを計上している2項監査委員費、共に前年度と同額となります。

次に、3款消防費は29億1,187万4,000円で、1億8,672万1,000円の増額となります。節別に申し上げますと、1節報酬は労働安全衛生法令に基づく産業医への報酬となり、前年度と同額の36万円で、職場巡視

や職員の健康相談を実施します。

2節給料は、職員266人と再任用職員18人の合計284人分で10億5,041万3,000円となり、前年度に比べ1,365万9,000円の増額となります。増額の要因は、昇給に伴う増加分によるものです。

次に、3節職員手当等は8億7,347万円で、前年度に比べ562万3,000円の増額となります。内訳につきましては、19ページの給与費明細書を御覧ください。なお、職員手当につきましては、勤務実績と予測に基づく計上及び特殊勤務手当として新たに設定した防疫等作業手当並びに東京オリンピック・パラリンピック応援活動に係る職員手当分を計上しました。

12ページに戻ります。4節共済費は3億7,989万5,000円で、前年度に比べ1,048万1,000円の減額となります。

5節災害補償費は、科目存置として1,000円を計上しました。

7節報償費は、火災等における消防協力者への表彰や防火コンクール等表彰記念品並びに外部講師による講習会における講師謝礼等となり、前年度と同額の13万円を計上しました。

8節旅費は235万4,000円で、前年度に比べ67万7,000円の減額となります。主な減額の要因といたしましては、コロナ禍の影響により指導救急救命士の研修等が中止になったことや、警防課主管事業に係る出向旅費が減となったことによるものです。

9節交際費は、前年度と同様26万円を計上いたしました。

10節需用費は8,241万5,000円で、前年度に比べ187万3,000円の増額となります。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費やオリンピック・パラリンピック応援活動経費を新たに計上したことによるものです。

11節役務費は、1,123万7,000円で、前年度に比べ61万2,000円の増額となります。これは高圧ガス容器に係る耐圧検査該当本数の増によることが主な要因です。

13ページをお願いします。12節委託料は6,497万8,000円で、前年度に比べ3,347万7,000円の増額となります。増額の主な要因として、消防本部・牧の原消防署修繕事業に係る実施設計費や消防本部敷地内に設置している耐震性貯水槽保守点検事業費を計上したことによるものです。

13節使用料及び賃借料は2,568万6,000円で、前年度に比べ365万1,000円の減額となりました。減額の主な要因として、統計システム使用料が前年度に比べ減額になったことによるものです。

15ページをお願いします。16節公有財産購入費は9,332万4,000円で、前年度とほぼ同額を計上しております。

17節備品購入費は2億7,273万4,000円で、前年度に比べ1億4,290万4,000円の増額となります。これは、はしご付消防ポンプ自動車などの消防車両整備事業費の増や、救助資機材として活用するパワーユニットや墜落制止用器具などの備品購入事業により増額となります。

18節負担金補助及び交付金は5,320万2,000円で、前年度に比べ313万4,000円の増額となります。これは、ちば消防共同指令センター共同運用負担金が、前年度に比べ増額となったことが主な要因となります。

16ページをお願いします。21節補償補填及び賠償金は、科目存置として1,000円を計上しました。

26節公課費は、消防車両の車検に伴う自動車重量税となり、141万4,000円を計上しました。

以上が3款消防費の概要説明となります。

続きまして、4款公債費ですが、1目元金は3億2,219万円となり、前年度に比べ5,926万4,000円の増額となります。内訳につきましては、先ほど歳出予算性質別の公債費で申し上げましたとおり、平成29年度及び令和元年度に借入れを実施した地方債に係る元金償還が開始されることによるものです。

17ページをお願いいたします。2目利子は890万8,000円となり、前年度に比べ236万8,000円の減額となります。減額の要因として、元金の償還実施に伴い、未償還元金が減少したことより、利子が減額となることによるものです。

5款予備費は、予期せぬ支出に備え、前年度と同額の2,000万円を計上します。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。9ページの歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入を御覧ください。1款分担金及び負担金の総額は29億6,847万3,000円で、前年度に比べ9,584万1,000円、3.3%の増額となります。その内訳といたしましては、まず一般分担金が27億8,927万9,000円となり、前年度に比べ9,579万7,000円の増額となります。これは、主に一般分担金を充てる人件費、公債費の義務的経費並びに物件費などの計上経費が、前年度より増額となることが主な要因です。

特別分担金につきましては1億7,914万円で、前年度とほぼ同額を計上します。

なお、一般分担金の負担割合につきましては、消防費に係る基準財政需要額割100%となり、構成市それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、28ページの令和3年度印西地区消防組合一般会計予算分担金算出表に記載のとおりです。

9ページに戻ります。2款使用料及び手数料は203万7,000円で、前年度に比べ10万6,000円の増額となります。主な増額の要因として、危険物規制事務関係手数料が増額となることによるものです。

続きまして、3款国庫支出金につきましては、印西消防署に配備している高規格救急自動車を緊急消防援助隊登録車両として更新整備することから、総務省消防庁所管の緊急消防援助隊設備整備費補助金として、1,453万7,000円を見込んでおります。

続きまして、4款県支出金につきましては、東京オリンピック・パラリンピックに係る成田国際空港及びその周辺並びに一宮町釣ヶ崎サーフィン会場での応援活動に要する全経費について、消防・救急体制整備費補助金307万3,000円を見込んでおります。

また、印西消防署に配備しているはしご付消防ポンプ自動車を千葉県消防広域応援隊登録車両として更新整備することから、千葉県消防防災施設強化事業補助金1,887万7,000円を見込んでおります。

続きまして、5款繰越金は、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

次に、6款諸収入は5,003万5,000円で、前年度とほぼ同額を計上しております。なお、前年度と同様に、千葉県市町村総合事務組合から退職手当の支給事務に要する一般負担金の返戻分4,473万1,000円を計上しております。

次に、7款組合債につきましては1億8,840万円となり、前年度に比べ1億2,000万円の増額となります。これは、消防車両整備事業のうち、高規格救急自動車並びにはしご付消防ポンプ自動車更新整備に係る借入れ予定額と前年度の消防車両整備事業に係る借入額との差額となります。

なお、財産収入につきましては、今年度は計上しておりません。

以上で、令和3年度印西地区消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議

くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

申合せにより、初めに通告議員による質疑を行います。

なお、通告議員による質疑の方法は、通告をした質疑、本案に係る質疑を1回目の質疑で全てしてください。その後の再質疑は2回までとなります。

4番、松尾榮子議員の発言を許します。

○4番（松尾榮子） それでは、一般会計予算につきまして、質疑をさせていただきます。

1番目、令和3年度の当初予算は、当年度つまり令和3年度からの新総合計画実施計画に沿った予算ということですが、それに沿った予算になったかどうか、計画から見直したものなどはあるかどうか伺います。

2点目です。東京オリンピック・パラリンピック対策経費分として、県支出金で307万3,000円の歳入が計上されておりまして、また歳出によりまして、合計しますと同額が計上されておりますけれども、これはオリンピック・パラリンピックが開催されなかった場合、そのまま両方なしということになるのか、ほかに影響などはないのかどうか伺います。

3番目、新型コロナウイルス感染症に関してです。①といたしまして、当初予算において新型コロナウイルス感染症関連で計上した金額は、総額幾らでしょうか。

②といたしまして、コロナ禍の影響で職員定期健康診断委託料が増額ということですが、こういった内容になったのか、その内容の説明をお願いいたします。

それから、3番目といたしまして、新型コロナウイルス感染症患者や疑いのある患者などにも最前線に対応する救急隊員、それから消防隊員等のPCR検査、健康診断は新年度どのように実施予定か。計画と予算説明をお願いいたします。

大きな項目の4番目です。予算書の14ページなのですが、耐震性貯水槽保守点検委託料612万3,000円につきまして、該当の貯水槽の数と位置などが分かりましたらお願いいたします。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、順にお答えをしていきます。

まず、1点目でございます。新たに策定をさせていただきました総合計画では、基本理念を引き継ぐ、住民の安全と安心を目指してといたしまして、また消防を取り巻く環境を脅かす新たな脅威等に対抗するための施策事業の展開並びに消防職員の人材育成に重点を置くことにより、消防体制の充実強化を図っていくこととさせていただきました。令和3年度当初予算では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策経費並びに人材育成に係る各種教育機関への入校費用等を計上しました。

なお、実施計画では、毎年見直し等を実施し、計画に基づき予算計上を実施しているところでございます。主な変更箇所といたしましては、消防本部・牧の原消防署修繕事業を令和4年度、5年度における2か年の継続事業として設定したことや、緊急消防援助隊登録車両として整備を予定していたはしご付消防ポンプ自動車整備事業に係る財源内訳の見直し等を実施いたしました。

続きまして、2点目についてお答えをいたします。東京オリンピック・パラリンピック対策経費として計上した人件費、物件費等につきましては、県補助金を特定財源と見込み、またその補助率については10分の10とし、歳入歳出それぞれ307万3,000円の予算計上を実施いたしました。仮に大会が中止となった場合、千葉県防災危機管理部危機管理課に確認いたしましたところ、千葉県からの補助金は支給されなくなる可能性があること並びに契約準備行為を行う際は、慎重に実施するよう指示が来ているところでございます。オリンピック・パラリンピック対策経費以外の事業につきましては、影響がないものと認識しているところでございますが、引き続き情報収集に努めてまいります。

続きまして、3点目についてお答えいたします。令和3年度当初予算における新型コロナウイルス感染症対策経費としては、総額522万6,000円を計上いたしました。

続きまして、4点目としてお答えをさせていただきます。職員の定期健康診断委託の増額ですが、令和2年度予算では、人間ドック受診希望者を除いたその数で予算計上いたしておりましたが、コロナ禍により人間ドックの受診が実施できない場合も想定されることから、令和3年度予算では全職員分、再任用職員を含んだ全職員分を予算計上したことが増額の理由でございます。

続きまして、5点目についてお答えをいたします。まず、職員のPCR検査につきましては、令和2年7月に新型コロナウイルス感染症防止対策要領を当消防組合の内部規定として制定いたしました。現在は、そのルールに基づき、PCR検査を実施することにより、集団感染等の発生防止を行っているところでございます。令和3年度におきましても、引き続き施策を実施することにより、集団感染等の発生防止を図ってまいります。

次に、職員定期健康診断についてお答えいたします。令和2年度の職員定期健康診断につきましては、感染防止対策として、各所属を3つの時間帯に分けて職員を分散させ、手指消毒、マスク及び手袋を装着して行ったところでございます。令和3年度につきましても感染防止対策に努め、本年度と同様に、消防本部での実施及び消防学校入校等により消防本部で受けられなかった職員につきましては、医療機関での実施を予定してございます。

続きまして、最後の6点目になります。耐震性貯水槽の保守、維持管理については、当消防組合と千葉県企業局、旧水道局において交わした耐震性貯水槽の維持管理及び運用に関する細目協定書に基づき実施をしております。この概要といたしましては、貯水槽の維持管理を千葉県水道局長が行うとし、当消防組合は保守点検業務委託料を負担してございます。令和3年度につきましては、3年ごとに行う遮断弁の保守点検112万5,300円、6年ごとに行う水槽内の保守点検499万7,300円、この2つが重なることから、合計612万3,000円を計上させていただきました。

次に、該当する貯水槽の数、位置につきましては、当消防本部敷地内北側に整備されてございます耐震性貯水槽1基を保有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） ご説明ありがとうございます。1番目ですが、安全、安心、それから人材育成などを中心に予算立てられたということなのですが、教育機関への入校費なども盛ってあるということなのですが、新年度は何名分を予定していらっしゃるのか伺いたいと思います。

2番目です。東京オリンピック・パラリンピックなのですが、これは中止の場合には出ないという可能性もあると、支給されない可能性もあるということで、一応今現在オリンピック・パラリンピックが開催される予定で進んでおりますので、それが7月頃ですから、それに関わるものにつきまして、準備はやっぱり必要なのではないかと思うのですが、そこら辺の難しいところではないかと思いますが、ちょっと考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

それから、3番目ですけれども、今回職員さんの定期健康診断全員分を盛り込んであるということなのですが、全員分実施される予定であるということですのでよろしいでしょうか。

4番目です。4番目は、以前ございました遮断弁が、ちょっと故障しましてということがございましたけれども、その貯水槽の点検ということでよろしいのかどうか確認したいと思います。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、お答えいたします。

まず、研修の人数でございますが、これは消防大学校、それと千葉県消防学校、救急救命士研修所、自動車安全運転センター、千葉県自治研修センター、これの合計の人数ということでお答えいたします。延べ41人を予定してございます。なお、申し訳ございません、個別にお答えをいたします。消防大学校に4人予定してございます。千葉県消防学校に28人予定してございます。救急救命士研修所は、1名でございます。自動車安全運転センターも1名でございます。千葉県の自治研修センターにつきましては、7人を予定してございます。これの合計で、研修関係につきましては41人ということで予定してございます。

続きまして、オリンピック・パラリンピックに係る準備ということで、それをどのように考えているのかということで理解をさせていただきました。現在のところ、千葉県からも特に指示はございませんので、引き続き準備を行って行く予定でございます。何らかのご指示を総務省もしくは千葉県からいただきましたら、それに適宜従って対応したいと思っております。

続きまして、3点目の健康診断、全職員分を計上したということで、これはということでの質疑だったと思います。これにつきましては、予算計上させていただきましたとおり、全職員が定期健康診断、266人と再任用職員18人を含めまして、284人全員実施するというところで今のところ考えてございます。

それと、4点目、耐震性貯水槽の点検ということでございましたが、以前遮断弁の修理ということで行いました、この庁舎の議員皆様方の右手の奥のほうといいますか、その駐車場の中に蓋がございますけれども、あの貯水槽、同じものでございます。3年ごとで遮断弁の点検を行って、6年ごとで中の、水槽の内部の保守点検を行うということで、それが6年目になりますと2つ重なってまいりますので、今回はこの額を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 大方理解いたしました。

1点だけ、4点目の耐震性貯水槽の件なのですが、これにつきまして、昨年この弁の故障がありまして、修理をされたと思われました。それで、その3年ごとの点検ということなのですが、その修理後すぐ入るのでしょうか、これは。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、耐震性貯水槽の点検の実施時期ということで、お答えをさせていただきます。

そのとおりでございます。令和3年度に入り次第、千葉県企業局で実施をしていただく、そのような予定でございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 以上で4番、松尾榮子議員の質疑を終わります。

ほかに本案に係る質疑はありますか。

なお、質疑に当たっては資料名及びページをお示しくくださるようお願いいたします。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 質問します。これ全体のことなのですから、職員のことです。

女性職員についてです。女性職員の比率は、これ全体の何%に当たるのか。というのは、消防庁は19年4月、全国で2.9%が女性の比率で、26年までに5%に引き上げるようにというふうに言っていますけれども、現在の比率をお伺いしたいのと、目標の人数というか、あるのか、26年までにどうする考えなのか。

それで、女性がなかなか進出しにくいのは、機材が重たいとかいろんな状況がありますけれども、火事や救急の搬送での救急活動の際の、けが人を救急車に乗せる際のストレッチャー、これ手軽に出し入れができるという、そういう機械もありますので、それを活用することによって女性職員の採用も増えるかと思うのですけれども、その辺の考えを伺いたいのが1点です。

それと、12ページです。こういうのは私どこで質問しようかと思ったのですけれども、これなんか私前にも聞いたみたいなこと、前にも聞いたかもしれませんが、いろいろと研修、消防大学校とか救急救命士の研修とかいろいろとありますけれども、この消防署の中に消防設備士というのは、この項目の中にはないのですけれども、これは署内に何人いるのか。これ定期的な研修を受けなければいけないということになっていますけれども、この辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。前にも質問したかもしれませんが、お伺いします。

それと、議の4-1、これ審議資料のいろいろと説明が書いてあります。これ私前回は質問しているのです。というのは、ここのところに1番、我が国経済の基調判断とあります。括弧して、令和2年8月内閣府月例経済報告から抜粋とあります。これって、何で令和2年の8月なのか。もっと近々の報告から取れないのかということをお伺いしました。というのは、この中に書いてある内容が、結構現在と一致しない文言がありますので、これ令和2年8月の経済報告から抜粋した理由、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、山田議員のご質疑に順にお答えをしていきます。

まず、1点目、職員の女性職員の割合、それとその目標ということで、お答えをさせていただきます。現在のところ、当消防組合の職員265人です。これは、再任用を除いた職員数でございます。そのうち女性職員は10人おります。割合としては、現在3.8%でございます。国からも示されておりますと

おり、2026年度までに5%へということですので、この数字を目指してまいりたいと思います。

続きまして、2点目、火災や救急活動等で活用する資機材、特に救急車のストレッチャー、これの軽量化を図るといったことを行えば、女性の手を挙げるといふか採用に、受験してくる者が増えるのではないかというご意見だったと思います。これにつきましては、当消防組合の救急車、定期的に、計画的に更新をしてございます。7から12年の間で、これは出動実績に応じまして、消防署の出動の実情といえますか、走行距離と使う頻度といえますか、その辺をよく検証いたしまして、署ごとで出動件数によって、7年から12年ということですが、このスパンで救急車の更新整備をする際、その資機材につきましては、最新のものを入れさせていただいております。ただいま使っております、今年度も更新整備をさせていただきましたけれども、そのものには今最新鋭の軽量化をされた物品、いいものが、最新のものを入れているということで、軽くできているのではないかと考えてございます。これにつきましては、ホームページ等で女性職員の募集は、PRの強化を図っていきたいと思っておりますのでございます。このようなことで対応をしていきたい、そのように思っております。

それと、3点目、消防設備士につきましては、これにつきましては以前答弁もさせていただいたと、そのような記憶、私にもございます。これにつきましては、消防士として消防職員として必須の資格ではありません。消防設備を設置する工事を行う、そういう仕事をされる方の資格でございます。この消防設備士免状を持っている者が当消防組合の職員の中に何人いるかというのは、現在把握はしてございません。

続きまして、4点目、この審議資料の1ページ、予算編成の基準判断ということで、これ引用している内閣府の月例報告のこの日にち、古いものを使っているのではないかと質問であったと思います。これにつきましては、当消防組合、予算編成といえますか、予算を作成するその月が毎年8月、ここでもう予算を作成をいたしまして、構成市の財政部局へ報告をいたして、ご承認をいただかなくてはならない、このような状況であります。この8月時点で、令和3年度予算を編成する時点で、この時点において最新の8月のものを使わせていただきました。そのようなことでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 女性職員の比率です。この女性職員の比率が上がることによって、どんなメリットがあるかというのを、消防署の考えを伺いたいのと、なかなか女性職員が入らないといふか、そのネックは何だといふふうにお考えでしょうか。

それと、2点目の消防設備士、これは必須ではないとおっしゃいました。実際に、これは必須でないにしても、消防署にとっては全く必要ないですということで、把握もしていないのでしょうか、ちょっとその辺の考えを伺いたいと思います。

それと、3点目です。予算編成は8月に行うのでということありますけれども、実際に8月の月例のときと今現在、ちょっと経済状況のずれがあると思いますけれども、その後、この月例報告ではこうだけれども、今現在ではこういう状況だということを追記するということが必要ではないかなと思うのですけれども、その辺の考えについて伺いたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） では、3点あったと思います。順番に、またお答えをさせていただきます。

まず、女性が入るメリットということでございますが、これは確かなところというところでは、お答えはできないのですが、やはり救急業務、それと予防業務におきましても、人に対する、そういうこともあります。立入検査や救急業務でもそうです。やはり女性という、優しいといいますか、そのようなメリットがあると思います。また、私個人的に思うには、結構女性は一生懸命勉強すると思います。そういったことが、女性が入ることのメリットがあるのかな、そのように思っております。

それと、消防設備士についてですが、これは先ほど申し上げましたとおり、消防士にはぜひ必要だという資格ではございません。しかしながら、そういうことから当消防組合の職員として勤務するために必須の資格でないために、把握はしてはございませんけれども、職員の中には独自で勉強して取っている者も、その資格を、消防設備士の免状を持っている者もいるということは聞いたことはあります、私も。あえてそのところは調査といいますか、確認はいたしておりません。

それと、最後3点目の審議資料の予算編成方針といいますか、その引用する国からの月例報告につきましては、今後検討をさせていただきたい、そのように思っております。

それと1点、答弁漏れがございました。女性がなぜ入ってこないのか、女性の採用が少ないのかという、そのネックということでございました。それにつきましては、少しPR不足の部分があるのかなと思っております。この辺もよく検討して、PR方法をちょっと考えて、女性の方に多く、国の示す目標値5%ということを目指していきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号 令和3年度印西地区消防組合一般会計予算について採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（秋谷公臣） 起立全員です。

したがって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩したいと思います。10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（秋谷公臣） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（秋谷公臣） 日程第9、一般質問を行います。

申合せにより一般質問の制限時間は60分となっておりますので、議事進行に協力をお願いいたします。
順番に発言を許します。

4番、松尾榮子議員の発言を許します。

質問方式は、一問一答です。

4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） それでは、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でお願いいたします。

質問1、新型コロナ状況下の救急体制について。

（1）、第2次緊急事態宣言に当たっての勤務体制について。令和2年4月7日から5月25日までの第1次緊急事態宣言発令に当たり、当消防組合では在宅勤務、また2交替制から3交替制への変更などの勤務体制が取られたということでしたが、令和3年1月8日から、これ2月と書きましかつたけれども、3月7日まで今延長になっておりますので、3月というふうにしていただければと思います。の第2次緊急事態宣言下では、どのような人員体制を取つたのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、松尾榮子議員の1の（1）につきまして、お答えをいたします。

第2次緊急事態宣言に当たつての勤務体制についてお答えをいたします。2部制から3部制への変更につきましては、第1次緊急事態宣言時とは違い、消防学校での研修等が行われていることから、3交替制への変更はしておりません。

次に、日勤者の在宅勤務等についてですが、当該職員の通勤方法として、電車、バス等の公共交通機関を使用している職員は少なく、密集、密接な場所は避けられており、通勤時、外部からの感染リスクは少ないものと考えております。

なお、今後の緊急事態宣言の実情や国、県、構成市等の各機関の動向、当消防組合管内での災害発生状況や組織、部隊の現況等を適宜判断をいたしまして、適切な勤務体制を検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○4番（松尾榮子） 分かりました。特に再質問はありません。

それでは、（2）なのですが、管内における救急搬送件数の推移について伺いたいと思います。新型コロナの感染が拡大しました令和2年の1月から令和3年1月までの月別件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 新型コロナウイルス感染が拡大した令和2年1月から令和3年1月までの月別件数についてお答えいたします。

令和2年中の救急搬送件数は5,774件ありまして、月別では1月、552件、2月、487件、3月、481件、4月、392件、5月、405件、6月、474件、7月、437件、8月、585件、9月、466件、10月、527件、11月、454件、12月、514件でした。また、令和3年1月は482件の救急搬送を行つております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 数字分かりましたけれども、前年比はどうか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和元年の救急搬送件数は、6,430件でした。令和2年と令和元年を比較しますと約10%、656件の減少となります。月別ですと、1月が614件で62件減、2月、470件で17件増、3月、540件で59件減、4月、489件で97件減、5月、547件で142件減、6月、519件で45件減、7月、555件で118件減、8月、555件で30件増、9月、576件で110件減、10月、529件で2件減、11月、510件で56件減、12月、526件で12件減となります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 令和2年の2月以外、全ての月で救急搬送が減少しているということですね。コロナの感染の拡大以来、受診控えとか医療控えというようなことがテレビなどでも報道されておりますけれども、実際に現場でそのような状況になっているのだということが認識できました。

それで、次に（3）なのですが、救急搬送の受入先がすぐに決まらない、救急搬送困難事案の発生状況はどうだったのか。状況、件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

当消防組合管内において病院問合せ回数が5回以上の救急事案は、令和2年中173件あり、搬送件数全体の約3%となります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 前年との比較はいかがでしょうか。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 令和元年の病院問合せ回数5回以上の救急事案は209件ありまして、搬送件数全体の3%となり、増減はございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 件数については同様であるということでしたけれども、それでは搬送にかかった時間の最大値はどうであったのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

173件のうち、現場到着から病院到着までにかかった時間の最大値は、166分ございました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 病院の受入れの確認しまして、出発しまして搬送までに3時間近くかかっていると、

最大ということなのですが、やっぱりこういった事案はコロナ関連の事案だったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 本事案は、コロナ関係ではございませんで、精神疾患の患者さんでございました。以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 病院到着まで3時間近くというのは、結構きつい状況かなというふうに思いますけれども。

それでは、（4）です。管内でも、何件かクラスターが発生しましたけれども、その際の救急の対応について伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

印旛保健所の依頼により、クラスターが発生した白井市の特別養護老人ホーム菊華園に5件出動し、陽性患者5名を医療機関へ搬送しております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 保健所の依頼により5件出動したということなのですが、これ施設から直接依頼受けたことはなかったのでしょうか。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

印旛保健所と収容先医療機関との調整により、印旛保健所が指定した医療機関へ全て搬送を行っております。施設から患者を医療機関に搬送する場合、歩行可能で座った状態で病院に行ける患者は印旛保健所の車両で対応いたします。また、寝た状態、酸素投与などが必要な場合については、印旛保健所には救急車のような類似車両がないために、救急隊に搬送依頼があるものです。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 分かりました。

それでは、搬送に当たる救急隊員の安全対策は大丈夫であるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

搬送に当たる救急隊は、自己の標準感染防止策の徹底、傷病者に対しましては、簡易型患者飛沫防止シールドやビニールシートでの養生等により、接触感染や飛沫感染の感染防止対策を行い、搬送しております。また、帰署後の車内や資機材の消毒、感染防止衣等の消耗品の廃棄を行い、後日搬送隊員のPCR検査を実施することにより、隊員の安全対策に万全を期しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 分かりました。

それでは、次に（5）です。救急車の安易な利用事案対策について、現在の状況を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

昨年1年間の救急出動件数は前年比9.1%、623件の減少となり、6,361件でした。近年救急出動は増加傾向でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、マスク着用による健康管理意識の向上や医療機関への受診控えの影響などの安易な利用が抑制され、救急出動件数の減少につながったものと考えられます。

今後につきましても、引き続き救急車の適正利用について、各種イベントや救急車のステッカーによるPR等、あらゆる機会を活用して呼びかけてまいります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 本当に必要な患者さんが一刻も早く病院とかに到着できますよう、PRなどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に質問事項の2、地域の変貌に対応できる消防、救急体制について伺ひます。

（1）です。高層住宅の増加に伴ひ、どのように消防体制の強化を図っているのか伺ひます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

高層住宅の消防体制につきましては、印西地区消防組合消防活動基準に基づき、各消防署で建物情報を集約した情報収集シートを1棟ごとに作成し、情報共有を図っております。情報収集シートには、建物、住所、名称、階数及び消防隊の活動に必要な消防設備や階段等の設置位置が図面上で分かるようになっており、安全で効率的な活動に役立てることで対応しております。

また、救急事案にあつては、搬送が困難な場合など、状況に応じて消防隊も出動することで、円滑な救急搬送に努めているところでございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 管内の高層住宅及び高層建築物は、現在何棟あるのか。種別に伺ひたいと思ひます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

当消防組合管内で高さ31メートル以上の高層建築物は、99棟あります。そのうちの高層住宅は、印西市が57棟、白井市が19棟で、合計76棟になります。また、高層住宅以外の高層建築物にあつては、印西市が22棟、白井市が1棟で合計23棟になります。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 1棟ごとに情報収集シートを作られて、情報共有されているということなのですが、この情報収集シートは毎年更新されているのかどうか伺ひます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

情報収集シートの更新時期につきましては、消防設備や建物構造等の建物自体に変更が生じた場合に更新するもので、定期的に更新しているものではございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） ちょっと前のデータで申し訳ないのですが、2017年の毎日新聞の報道なのですが、高層住宅で東京消防庁ですが、高層住宅、31メートル以上の高層建築物の調査を行いましたところ、立入調査いたしまして、576棟のうち約8割で、1,456件の消防違反があったということなのです。つまり避難計画を取りまとめる防火管理者を選んでいなかったりとか、計画を策定していなかった、そういった防火管理に不備がありました。また、違反のあるマンションでは、避難訓練を実施していないというようなことがあったということでした。

それで、この印西、白井の管内では、まだ割と新しい高層マンションとかが多いので、その防火の管理など、防火対策の機器的な面は大丈夫なのだろうなというふうに想像しているわけなのですが、かえって新しいことによりまして、自治会などが設立されていないマンションも非常に多いと思います。それで、そういうことで避難訓練などもあまり行われていないのではないかなと思いますので、そこら辺について、どのように把握していらっしゃるか、分かりましたらお願いします。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） お答えいたします。

ただいまありました高層建物等の指導等につきまして、お答えいたします。避難動線となる階段やバルコニーと火災の延焼を促進する灯油など、消防危険物や可燃物の物品を存置しない、させないということをご指導してございます。また、有事の際に避難動線のバルコニーを各住棟に仕切られたパーティションを蹴り破って、安全に避難できることができるよう消防訓練等の機会を捉えて指導してございます。また、防災対象物品、カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等の使用について、完成検査時の施主に説明、また避難訓練等の際に住居者に指導してございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） いろいろやっただいているということで、分かりました。これからも呼びかけを実施していただきたいと思っております。

それでは、(2)、データセンター、大型流通倉庫産業など、管内における新形態企業の増加に伴いまして、どのように対応を図っているのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

大規模倉庫等の災害発生時に活動が困難と認められる対象物にありましては、印西地区消防組合警防規定に基づき1棟ごとに警防計画を作成し、各署所で情報共有を図り、迅速、的確な部隊運用により災害の早期終収束を図っているところです。また、令和3年度印西消防署に更新整備予定のはしご車には、新

たに放水体制を容易に行える伸縮水路を備え、最大で毎分約3,000リットルの大量放水が可能な仕様とし、大規模倉庫等の消火活動が困難と予想される現場においても、その能力を十分に発揮できるものと期待しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 警防計画ですが、これは毎年更新されているのでしょうか。データセンターとか、大型流通倉庫産業業者、事業者ですね、これはもう各社それぞれ災害対策計画を設けていると思いますけれども、連携は取れているのかどうか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

各事業所は、消防法に定められているとおり消防計画を作成し、管轄の消防署に届出しなくてはなりません。また、その内容に変更が生じた場合にあっては、その都度届出が必要となります。届出を受けた管轄の消防署では、その消防計画を精査し、内容に沿って定期に実施される企業の消防訓練の立会時に消火方法、避難方法等を指導するとともに、企業側の災害時の避難場所、避難経路及び消防側への情報提供の方法、更に消防隊の侵入経路、活動区域など、互いに情報の共有化を図り、連携を強化し、災害対応に備えているところでございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 大型倉庫の利用業者や保管内容につきましても把握して、万が一の災害に対応できるようになっているかどうか伺います。つまり利用している中の業者ですね。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

大型倉庫の利用業者及び保管内容につきましては、各利用業者が対象物の使用開始届及び消防訓練や立入検査等により把握に努めています。また、把握した情報を都度消防計画に反映させることで、災害対応に備えているところでございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） これは、これもちょっと前ですけども、2017年に埼玉県の上野原町でアスクルの物流倉庫で大規模火災ありまして、24時間ぐらい消火できなかつた。大変な大きな火災になったということがあったと思います。それを受けまして、埼玉県では、そういう物流倉庫と地元の消防隊とかがタイアップいたしまして、総合防災訓練、火災の対応できる訓練を行っているというような報道がございます。この管内にも物流倉庫あるいはデータセンターというかが非常に増えておりまして、なかなか地元でも、中でいろんな業者が荷物を運び込んだりしていますので、ちょっと分からないという部分ありますので、消防できちんと把握して、そういう協働の体制を取れるようにやっていただけたらと思います。それは、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、(3)の管内の都市化に伴いまして、北千葉道路、国道464号、それから国道16号、国道356号、

主要県道などが交通量が非常に増大しております。どのように救急体制の強化を図っているのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

国道や幹線道路で発生した救急救助事案の対応につきましては、消防隊を同時出動させることや現場の状況に応じて応援隊を要請することで、現場活動の安全を図っているところです。大型トラック等の関係する交通救助事案等の対応にありましては、救助隊2隊が主となり、大型油圧救助器具や白井消防署に配備している救助工作車登載のウインチやクレーンを活用して対応しているところです。また、当消防組合の保有資機材で対応困難な事案が発生した場合は、印西市建設業災害対策協力会や近隣の大型レッカー保有業者を現場に依頼、それで対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 令和1、2年度におきまして、救助工作車の出動は何件ぐらい、どこであったのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和元年における救助工作車の出動件数は、79件でした。そのうち主に道路上で発生した交通救助事案は29件でありまして、印西市で22件、白井市で7件となります。また、令和2年における救助工作車の出動件数は57件でした。そのうち交通救助事案は22件、印西市で14件、白井市で8件となります。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） 大きな事故に対しまして、印西市の建設業対策協力会、それから大型レッカー保有業者などとも協力関係があるということで、大変ありがたいと思いますけれども、北千葉道路の成田空港方面への接続に伴いまして、大型貨物自動車などの往来が非常に増えております。今後更に緊急かつ複雑な事故などの増加も懸念されますけれども、現在の体制で今後も対応できる見込みかどうか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

現在における交通事情においては、当消防組合の体制を基に対応できるものと考えております。しかしながら、当消防組合の消防力を上回る大規模な事故等が発生した場合には、隣接応援協定や千葉県消防広域応援、更には事業所等の協定等を活用して対応していきたいと考えております。今後につきましては管内情勢の変化に注視し、資機材等の増強が必要であれば計画的に整備し、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 4番、松尾榮子議員。

○4番（松尾榮子） では、よろしく願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 以上で松尾榮子議員の質問を終わります。

次に、1番、藤江研一議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） こんにちは。1 番、藤江研一です。通告に従い、一問一答方式で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1、救急搬送についてです。政府は今年2月、新型コロナウイルス感染拡大を受けて発令した緊急事態宣言について、千葉県を含む10都府県で延長することを決め、今年7月までの期限を3月7日までとしました。1日当たりの感染者数は、全国的に減少傾向にあるものの、医療機関の病床逼迫が依然として深刻で、1日当たりの死者数や重症者数も依然高い水準にあります。また、軽症や無症状の患者が自宅療養中に症状が悪化しても入院先が見つからず、亡くなるケースも報じられています。

このような状況を踏まえて、まず（1）、令和2年10月以降、受入先医療機関が見つからず、搬送に長時間かかった件数と事例を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

初めに、搬送に長時間かかった事案を、現場到着から病院到着まで1時間以上要し、かつ病院問合せ回数が5回以上の事案と仮定した場合、当消防組合における令和2年10月1日から令和3年1月31日までの救急搬送件数1,977件のうち、長時間かかった救急事案は50件ありました。最長は、144分の精神疾患による搬送事案となります。また、新型コロナウイルス感染症疑いも含めまして、救急事案が2件含まれております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 再質問です。

新型コロナウイルス感染症救急事案2件について、それぞれいつ発生したか。また、病院の問合せ回数、病院到着までの時間と長時間かかった理由、例えば問合せに時間がかかったためか、遠方の病院だったためかを伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

1 件目は、昨年11月に発生した事案で、病院問合せ回数6回、印西市内の医療機関へ搬送しておりますが、問合せに68分要しております。現場到着から病院到着までに104分かかっております。

2 件目は、今年1月に発生した事案で、病院問合せ回数5回、成田市内の医療機関へ搬送しておりますが、問合せに42分要し、現場到着から病院到着までに101分かかっております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） では、次に（2）、令和2年10月以降、受入先医療機関が見つからず、結局搬送できずに自宅待機となった件数と事例を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間、救急出動して不搬送事案となったものが215件ありましたが、新型コロナウイルス感染症及び疑いを含めまして、医療機関が見つからず、自宅待機となった事案はありませんでした。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） では、次に（3）、令和2年10月以降の搬送件数のうち、新型コロナウイルス感染の疑いがあった方及び陽性者の件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間、当消防組合における救急搬送件数は1,977件でした。うち新型コロナウイルス感染症及び疑い患者を含めまして、搬送件数は65件で、その中で陽性患者の搬送件数は12件ありました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 再質問です。

千葉市は、1月18日から消防局の救急救命士を保健所に派遣し、調整員として患者の搬送に関する照会などを行うと報じられています。当消防組合に、県から同様の派遣要請があったか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

当消防組合に、県からの同様の派遣要請はありません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 次に、（4）、令和2年10月以降、印西市及び白井市の新型コロナウイルス感染者数が増加しておりますが、搬送の都度廃棄するとされていた感染症防御衣上下、ディスポグローブ、N95マスクの備蓄、配布は十分か伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和3年1月31日現在、ディスポグローブ、N95マスクの備蓄、配布分につきましては、今年度分は十分確保されております。感染防止衣につきましては、3月の納品分により約3か月分の救急事案に対応できる十分な備蓄、配布を見込んでおります。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 大変安心いたしました。

では、次に2、消防隊員の新型コロナワクチン接種に移ります。感染対策の決め手となるのが、ワクチン接種です。2月末から医療従事者、高齢者の方々、基礎疾患のある方と順次行われていく見込みです。新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員は、ワクチンの優先接種対象となる医療従事者に含ま

れると承知しています。これは、業務の特性として新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻りに接する業務を行うことから、ウイルスへの暴露の機会が極めて多いこと、また従事される方の発症、重症化リスク軽減は、医療提供体制確保のために必要であることから、早期接種を実施するものです。これに関して伺います。

まず、(1)、対象者は何名で、これには予備あるいはその補充救急隊員も含まれるのか伺います。

○議長(秋谷公臣) 総務課長。

○総務課長(山下浩一) お答えいたします。

当消防組合では、全職員である277人を見込んでございます。この中には救急隊員、救急隊員と連携して出動する隊員が含まれてございます。

以上でございます。

○議長(秋谷公臣) 1番、藤江研一議員。

○1番(藤江研一) 次に、(2)、これは希望者のみの接種か、それとも対象者全員接種となるのか伺います。

○議長(秋谷公臣) 総務課長。

○総務課長(山下浩一) お答えいたします。

厚生労働省のホームページでは、接種を受ける方の同意なく接種が行われることはありませんと掲載がされてございます。現時点において、国、県もしくは構成市から特に指示、指導等は受けてございません。

以上でございます。

○議長(秋谷公臣) 1番、藤江研一議員。

○1番(藤江研一) 次に、(3)、接種開始時期及び第2回目の接種時期はいつか伺います。

○議長(秋谷公臣) 総務課長。

○総務課長(山下浩一) お答えいたします。

新聞等で報じられておりますところでは、ワクチンが承認され、供給できるようになった際には、医療従事者への最初の接種が2月下旬から始められるよう準備を進めているとの情報があります。なお、その具体的な接種開始時期及び第2回目の接種時期の情報を把握しておりませんので、国、県などから情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(秋谷公臣) 1番、藤江研一議員。

○1番(藤江研一) 次に、(4)、ワクチン接種の経費は、国が全額負担すると承知していますが、その会計処理は消防組合で行うのか、また消防組合予算に影響があるのか伺います。

○議長(秋谷公臣) 総務課長。

○総務課長(山下浩一) お答えいたします。

千葉県健康福祉部疾病対策課に確認をしましたところ、ワクチン接種の経費につきましては、国が全額負担すると当消防組合も承知をしているところでございます。なお、その会計処理につきましては、当消防組合では行わないものと認識していることから、予算に影響はございません。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 最後に、（5）、印西市及び白井市以外に居住する救急隊員はどこで接種するのか。また、その費用負担方法、会計処理方法について、印西市及び白井市居住の救急隊員と違いがあるのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

このことにつきましても、千葉県健康福祉部疾病対策課に確認をいたしましたところ、まず接種する場所につきましては、千葉県において印西地区消防組合の接種予定者リストを取りまとめ、その後、接種する場所について指定されるものと認識しているところでございます。また、その費用負担方法につきましては、国が全額負担することから、職員の居住する市町村によって違いはないものと認識してございます。以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 厚生労働省は、全国の医療従事者約1万人に対する新型コロナウイルスワクチンの先行接種を実施する医療機関を決定し、千葉県内では千葉医療センター、船橋中央病院など5医療機関が対象というふうに報じられています。また、医療従事者への優先接種についても県が実施主体となることから、居住地にかかわらず県から指定されるということを理解いたしました。

それでは、大きな3番、印西市師戸2300番地の火災についてに移ります。

まず、（1）、火災発生、消火対応の経緯を伺います。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） 牧の原消防署の中嶋でございます。藤江議員のご質問にお答えいたします。

まず、火災の概要でございますが、消防機関が火災を感知したのは、令和3年1月1日、午前2時過ぎであります。現場に到着すると、サバイバルゲーム場の敷地内に堆積してあった木材チップが延焼しており、その量は3,280立方メートルでした。当初常備消防に加え、消防団も出動しており、協力して消火活動を行いました。火災は、1月7日16時過ぎに鎮圧状態となったものの、完全鎮火には至らず、その後も重機を使用して木材チップを掘り起こし、そこに水をかける作業を行いました。鎮火日時については、1月28日14時29分で、その後も再燃防止のため、消防車両による巡回を定期的に行っているところであります。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 再質問です。

鎮火まで28日かかっていますが、常備消防の出動隊数と1日当たりの出動隊員数及び延べ出動隊員数を伺います。また、消防団の出動日数、1日当たりの出動者数及び延べ出動者数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） お答えいたします。

まず、消火体制でございますが、現場直近の消火栓にポンプ車を部署し、そこから消防団の中継を受けて、現場付近に部署した水槽車からの放水隊形を取りました。この体制を1月4日まで続け、5日からは

市役所の簡易防火水槽を現場に設置して、印旛ポンプ車から放水し、給水車で簡易防火水槽に補水する体制といたしました。

そこで、常備消防の出動隊数と人員ですが、1日は6隊で47名、2日から4日は3隊で14名または18名、5日以降は2隊で七、八名の体制を取りました。22日になると、現場の延焼状況も収まってきたため、3名または6名での消火作業を行い、28日に鎮火したものでございます。消防職員の延べ出動人数は246名でした。

次に、消防団の出動ですが、出動期間は1日から4日までの4日間、人員は1日が29名、2日も29名、3日が28名、4日が30名、延べ出動人員は116名でした。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） コロナ禍の中、本当にお正月早々から大変にありがとうございました。

次に、(2)、火災の発生原因と同種火災の予防対策を伺います。また、発生現場所有者の責任、法令違反はあるのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） お答えいたします。

まず、火災の発生原因でございますが、現在調査中ではあります。ですが、火災当日の状況から判断すると、大量に積み重ねられた木材チップ内で発酵が進み、発酵熱が蓄積、また分離した木材チップの動植物油、動植物等の酸化反応が進行し発熱、時間の経過とともに、これらの熱により自然発火したものと考察されます。

次に、同種火災の予防対策であります。木材チップの積み上げ高さの制限や集積間の離隔距離、内部温度を下げる工夫などが挙げられますが、これらを総合的に行って、火災の発生を防ぐことが挙げられます。また、消防組合のホームページには、木材チップ、木くず等の自然発火に注意をというパンフレットを掲載し、注意喚起を行っております。

最後に、所有者の責任、法律違反についてであります。所有者の責任について、消防法では応急消火義務というのがあります。火災が発生したとき、その関係者等は消防隊が火災現場に到着するまで、消火、救助活動を行わなければならないとされておりますが、今回の関係者はホース等により消火活動を行っていたもので、その責任はございません。また、法律違反についても、木材チップの土地利用という面もあり、消防関係の法令には違反していないということでございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 次に、(3)、火災発生後、強風の日が数日ありましたが、この強風の火災への影響と対策について伺います。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） お答えいたします。

火災現場は、回りを木々に囲まれた場所であり、火災の様態も堆積した木材チップの内部発火のため、火災が大きくなることもありませんでした。このため、強風時でも延焼及び消火活動に影響はございません。

んでした。なお、作業中は重機による掘削時の火の粉の飛散に注意しながら放水を実施していたものです。
以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 付近の住民の方から、風の向きにもよるのかもしれませんが、結構焦げ臭い臭いがする、原因は何だろうかという問合せを私自身もいただきました。

最後に、(4)、地域住民への周知について伺い、私の一般質問を終わります。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） お答えいたします。

一般的に、火災時は消防車両で現場に向かう際、警鐘とサイレンを吹鳴して走行します。火災現場の付近にいる方は、たくさんの消防車両が到着するため、付近で火災が発生したことを確認することができます。また、消防組合では組合ホームページの災害情報や災害ダイヤルで災害発生をお知らせしており、随時これらのことについて広報、普及を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 以上で藤江研一議員の質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（秋谷公臣） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7 番、和田健一郎議員の発言を許します。

質問方式は最初に一括、その後、再質問から一問一答です。

7 番、和田健一郎議員。

○7 番（和田健一郎） 7 番、和田健一郎。通告に従いまして、あまりマニアックにならないように、端的に述べたいと思います。

では、1 番目につきましては、先ほどの報告でもございましたが、重複も含めましてお聞きしたいと思います。今後の自衛隊との協力につきまして。大規模災害、特殊災害等が発生した場合など、今後における対応を考えた場合において、一消防機関だけでは困難であることが考えられます。私自身、陸上自衛隊の予備 1 等陸曹として緊急時に召集される可能性もありますが、その自衛隊との協力について、今後進めていく必要があると考えております。平時より何ができるか及びできないかを、ケースを想定し、協力体制を進めていくに当たり、以下を質問いたします。

(1) としまして、現在の自衛隊との協力体制についての進展状況をお聞きしたいと思います。

(2) 番としては、その現在想定している協力というのは、どのようなものがあるかということをお聞きしたいと思います。

更に、続きまして 2 番目なのですが、コロナ禍で最近大変な中でございますが、現在総務省でやっております新しい無線機の規格がございまして、それが旧規格といったところの部分が来年の11月30日で使え

なくなるという問題に関しては、現在の発表では、総務省は延長というものが無い中でございます。コロナ禍で大変な中でございますが、やはり1年近く期限がある中で、早めに聞かなければいけないという形で質問をさせていただきたいと思っております。来年に期限が迫る無線機器の旧スプリアス規格機種が原則使えなくなることに対応する今後の予定につきまして、国の規格としまして、すみません、国の規格というのが、字が間違っております、規格はこちらのJ I S規格だとか、そちらのほうになっておりますが、不要電波を低減させ、電波利用環境の維持等の目的で、2007年以前に製造された無線設備が、来年2022年11月末に原則使用できなくなるため、新スプリアス規格に対応した無線設備にすることが求められます。

1番目としまして、(1)、現在保有している無線設備において、2007年以前に製造された設備の把握について。

続きまして、(2)番目としまして、当問題の難しさとして、いわゆる総務省から電波を使うといった形の免許を持っている者に関しては、期限切れだとか確認がしやすいということになります。しかし、上記において総務省から免許を要しない特定小電力無線局では、これはあくまでも例示列挙として、例えば中でございますが、ワイヤレスマイク、特小トランシーバー、レーダー、あと車の高速道路につけているETCなど、気づきにくいものも多数あるかと思われまます。このまま気がつかずに使用を続けていくということがありましたら、期限が過ぎてしまったら無線設備を使用してしまうということは、電波法違反になってしまうというおそれがございます。そのために、この問題を未然に防ぐためには、あらかじめこの機器を確認し、期限後も使用できるように総務省へ手続するなど、事前の対策が必要になりますので、この現在の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 私からは2点、1の(1)と1の(2)をお答えさせていただきます。

まず初めに、1の(1)、現在の自衛隊との協力についての進展状況についてお答えいたします。当消防組合は、令和3年1月26日、柏市藤ヶ谷にある海上自衛隊下総教育航空群と災害時における応援等に関する協定を締結したところです。この協定は、平成31年4月に海上自衛隊下総教育航空群から応援協定についてお話があり、双方が連携を取ることで、災害時の体制がより強固なものになることから、協定内容について協議を重ねました。令和2年3月に協定内容が整い、令和3年1月26日に当消防組合消防本部で協定締結式を行い、応援協定の締結に至ったものでございます。

続きまして、1の(2)、現在想定している協力はどのようなことがありますかについてお答えいたします。協定の内容は、主に火災に対する応援協定になります。下総航空基地隊と相互に情報を共有し、迅速な応援体制が構築されたことで、今までの近隣消防本部の応援体制に加え、下総航空基地隊の応援要請が可能になり、大規模な火災も迅速な対応を図ることで、早期の災害収束が見込まれます。また、下総航空基地内の施設を提供いただけることにより、当消防組合の保有する化学消防車の泡消火訓練を合同で実施することなど、技術の向上及び連携を図ることで、航空機火災や危険物火災などの特殊災害の対応能力向上につながることも期待されております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（酒井 守） 私からは、2の(1)、2の(2)についてお答えします。

まず、2の(1)、現在保有している無線設備において、2007年前に製造された設備の把握についてお答えします。2007年以前に製造されたもので、新スプリアス規格に適合していない設備は、ワイヤレスマイク17本、トランシーバー15台があることを把握しております。

次に、2の(2)、免許を要しない特定小電力局のワイヤレスマイク、特定トランシーバー、レーダー、ETC等の現在の状況についてお答えします。新スプリアス規格に適合しないワイヤレスマイク17本、トランシーバー15台につきましては、令和3年度までの使用とし、以後は廃棄いたします。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 7番、和田健一郎議員。

○7番（和田健一郎） まず、(1)番につきましては、先ほどの紹介等でもございましたので、これはちょっと要望も兼ねまして、ちょっとお願い事でございます。ちょっと自衛隊といったところでありましたら、得意分野だとか専門資格といった知識を表すものにつきましては、独自の隊員内での規格としまして、モスといいます、MOSというやつを使っていたりしまして、何が申したいかといえば、この専門的な知識を測る部分について、一般とは共通で互換していないといったところもあります。更には、これは神戸の震災のときもそうだったのですが、地域によって応援した消防のホースのジョイントが、実はつながらなかったというような有名な問題等もあまして、ふだんから当たり前と思っていたものが、実は器具が互換していなかったとか、いろいろとこういった、いきなりやっちゃって想定できないという問題もありますので、これは日々の訓練だとか、そういった中での常識と思っていたものが、実はそこに盲点があったとかいう発見もあるかと思われまますので、そういう形で相互協力という中での訓練という実施をさせていただきたいなといったところで、これはちょっとお願いも込めまして、言っておきたいと思えます。

更に、2番目としましては、これは先ほども申したとおり、あくまでも例示列举ということでございまして、意外なところでもしかしたら、今把握していない中で無線設備があったといったところも思われます。これ以外に、後で私も気づいたのですけれども、古いコードレス電話というのももちろん電波を発していたりすることありまして、長年使っている電話機が実は来年の11月30日以降は違法になってしまうだとか、そういったところもあると思えますので、日々の生活、活動の中で、もしかしたらこれ電波を発するものではないかだとか、そういったチェック体制というのを、みんなでちょっと共通認識としてやっていって、今後の違法状態がないような形で気をつけなければいけないという、特にコロナで大変な中でございまして、期限が迫っているといったところでございまして、これもちょっと要望みたいな形でとらせてさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 以上で和田健一郎議員の質問を終わります。

次に、2番、山田喜代子議員の質疑を許します。

質問方式は最初に一括、その後、再質問から一問一答です。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） それでは、質問します。

1番、2021から2030、総合計画から伺います。29ページ、消防職員の計画的な増強に努めるとあります

けれども、どう増強に努める考えか伺います。

2番、コロナ禍での職員の健康について。健康を守るためにどう対処してきたのか、また今後の対応についての考えを伺います。

3番、コロナ感染者の救急搬送について。現状はどうなっているのか、どう対応してきたのか、また今後の対応について伺います。

4番、物流センターの増設や高齢化対策について。(1)、印西市内は物流センターの増加が続き、また2市ともに高齢化が進んでいます。これに対して、どう対応していく考えか伺います。

(2)、包括支援センターとの連携はどうなっているのか伺います。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、私から山田議員の質問1番、それと2番につきましてお答えをさせていただきます。

まず1番、総合計画、2021から2030、29ページにある消防職員の計画的な増強に努めるということで、どう増強に努めるのかについてお答えをさせていただきます。

まず、定年退職等による職員の確保といたしまして、第3次消防職員定員適正化計画に基づき新規職員を採用しているほか、再任用職員を消防本部及び消防署に配置させていただいております。

次に、専門的な知識及び高度な技術の習得に伴い、例年計画的に消防学校や消防大学校等に入校をさせ、職員の資質の向上に努めております。

続きまして、2番、健康を守るためどう対処してきたのか。また、今後の対応についての考えについてお答えをいたします。まず、健康を守るための対処でございますが、日頃からマスク着用、手指のアルコール消毒及び庁舎内の清拭や換気を行っているほか、昨年10月16日、第2回議会定例会において補正予算（第2号）として、議員皆様方にご承認いただきました集合式仮眠室が医療用カーテンによる間仕切り工事を完了していること及び除染資器材として、建物内の消毒を主とするオゾンガス発生装置の購入、加えて救急車内の消毒を主とするオゾン水発生器を使用し、感染防止対策の充実を図っております。また、仮に職員が感染してしまった場合、迅速なPCR検査が受診できるよう医療機関と委託契約を締結し、その感染の防止に努めております。

次に、今後の対応についての考えでございますが、引き続きマスク着用、手指のアルコール消毒、庁舎内の清拭及び換気などの感染防止対策を続けていくこと、職員各位の健康状態に応じ、医師の判断を求めするなど、今後も感染防止を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 私からは3点、3の(1)、4の(1)、4の(2)に対してお答えさせていただきます。

まず初めに、3の(1)、現状はどうなっているのか、どう対応してきたのか、また今後の対応についてお答えいたします。令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間、17名の陽性患者に救急隊が対応しております。救急要請時に陽性患者と判明して現場に出動したものが14件あり、12件は医療機関へ搬送、

2件は印旛保健所に対応を引継ぎ、不搬送としております。また、疑い、発熱症状により救急搬送を行った後に、医療機関でのPCR検査結果が陽性であった事案が3件ございます。陽性患者に対応した救急隊員に対しましては、日本医科大学千葉北総病院とCOVID-19検査業務委託を締結後、PCR検査を実施、全て陰性結果の報告を受けております。今後につきましても、感染防止に留意し、関係機関と連携を図りながら、救急搬送業務を行ってまいります。

続きまして、4の(1)、印西市内は物流センターの増加が続き、また2市とも高齢化が進んでいる。どう対応していく考えかについてお答えいたします。構成市の高齢化が進み、救急需要等の増加が見込まれる中、大型店舗や大型物流倉庫の建設に伴い、交通量の増加による現場到着所要時間等の延伸が懸念されるところです。当消防組合では、現在各署において業務、巡回、警防調査時等に交通状況の確認もっており、曜日、時間帯などで交通量の多い場所等を共有し、出動時の安全で効率的なルート選定に努めているところです。

続きまして、4の(2)、包括支援センターとの連携はどうなっているのかについてお答えいたします。当消防組合の対応として、高齢者を搬送した際、救急医療情報キットの周知用リーフレットを配布し、構成市高齢者福祉部局との連携、情報提供を行い、救急医療情報キットの活用実績向上に向け、協力体制を整えております。また、今年度は2回、当消防組合において構成市高齢者福祉部局担当者と救急医療情報キットの活用に係る課題の意見交換を実施し、周知用リーフレットの統一を図りました。今後は、定期的に会議を開催して、救急医療情報キットの記入様式の統一についてなどの課題について検討し、進めてまいります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） それでは、再質問します。

1番ですけれども、現在の職員の充足率、それに対しての認識とか、またどう充足率を高めていく考えか伺いたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

まず、当消防組合の職員数については計画的に職員採用をさせていただき、現在265人、その充足率も97%となり、県内を見ましても、当消防組合は低いほうではないと認識をしております。また、職員の充足率の算出につきましては、消防力の整備指針に基づき、通信指令員や事務処理に必要な消防本部職員などを含めて算出されるものとなります。

次に、署別の職員の充足率の算出につきましては、消防力の整備指針においてその基準が示されていないこと、またその算出については、消防本部の職員等の要素を含む算出方法となっていることから、当該充足率の算出に当たり、当消防組合における職員の充足率としての精度には乏しく、消防力の実情に合わない数値が算出されることになることから、署別の職員の充足率を算出することは困難なものとなります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 署別には分からないということで、分かりました。

今97%ということで、本当に県内でもこの充足率は高いと思っています。かつて県内の平均でも届かなかった数字というのがここまで上がったというのは、私は大いに評価したいと思います。ぜひ100%になるように、構成2市にぜひ予算の増額を求めていただきたいと思います。それを求めて、次の質問に入りたいと思います。

2番、3番の再質問はありません。4番です。4番の(1)、所要時間等の延伸というふうにお答えいただきましたけれども、具体的な数字はどうなっているか、数字が分かれば教えてください。

また、曜日とか時間帯などで交通量の多い場所等というふうにありましたけれども、具体的にはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

所要時間の延伸につきましては、今後更に交通量が増えてきた場合に懸念されることであり、現時点での具体的な数字はございません。

また、現状での交通量の多い場所につきましては、土日祝祭日の日中時間帯における国道464号の大型商業施設周辺、また平日につきましては、通勤時間帯になる朝夕の主要地方道、千葉竜ヶ崎線の鹿黒から大森坂下にかけての交通量が多いと把握しております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 確かに皆さん464号線の渋滞は、皆さんご存じのとおりだと思います。その竜ヶ崎線のことなのですけれども、私も竜ヶ崎線を通るバスを使っているので、よくその混雑ぶりを経験していますので、よく分かっています。今現在、開通のめどが本当になかなか立たない状況の印西市にあるコスモス通り、これ議会のたびにいろんな議員の皆さんが質問するけれども、なかなか見通しが見つからないという状況になっています。もしこれが完成すれば、混雑もかなり解消されると思いますけれども、この際、印西市だけが努力するのではなくて、消防の皆さんや構成の2市と消防と一緒に県に対して要望するなり、そういう対策を取る必要があると思いますけれども、何か考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 内容をちょっと精査しまして、関係機関との連携を取って進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） これぜひよろしく願います。これはもう何年にもわたって、もう10年、何十年ということなので、これが完成すればかなり竜ヶ崎線の解消になりますので、ぜひ今私急に言ったので、申し訳なかったのですが、ぜひ関係機関と2市で首長さんが、管理者のお二人が連携して、解決に当たっていただきたいと思います。

それでは、4の(2)、救急医療情報キットの記入様式の統一についてなどの課題についてというふうにありますけれども、その課題の具体的な内容とその他の課題については何があるのでしょうか。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

記入様式の統一についての課題は、現在活用されております救急医療情報シート内の血液型記入欄、朱書きで記載されている返却内容部分の統一となります。こちらは、構成市の救急医療情報シートの更新時期に合わせて、調整をお願いしているところでございます。

また、その他の課題といたしまして、配布された救急医療情報キット内の記載内容更新作業に合わせて、救急隊が現場で重要としている緊急時の連絡先、かかりつけ医療機関、ふだんの生活状況の変更が生じた場合の記載方法などの周知について、構成市高齢者福祉部局と検討を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 最後の質問です。このコロナ禍の中で、顔を合わせていろいろと検討するのは大変だと思えますけれども、今最後におっしゃった検討を重ねているところだとおっしゃいましたけれども、これからどう検討を重ねて、どういう方式で検討を重ねて、いつ頃までに結論を出そうというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。そのことを質問して、私の質問は終わります。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

会議の方法につきましては、ここの会場で少人数で距離を取ってやっていますので、なるべくその方法を続けていければと考えております。時期的なものにありましては、なるべく早く、救急隊が使うのに便利な状態に持っていかれたらと考えております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 以上で山田喜代子議員の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（秋谷公臣） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3時35分）